

社会情報学

第15巻1号 2026

【原著論文】

情報社会において人間存在はデータ化し尽くせるのか
——アクターネットワーク理論を手がかりに

山口達男

政府広報のデジタル化の研究：
2010年代の国内向け情報発信事業における政府広報費の分析

西川順子



社会情報学 第15巻1号 2026

目 次

【原著論文】

情報社会において人間存在はデータ化し尽くせるのか
——アクターネットワーク理論を手がかりに

山口達男…… 1

政府広報のデジタル化の研究：

2010年代の国内向け情報発信事業における政府広報費の分析

西川順子…… 17

原著論文

情報社会において人間存在はデータ化し尽くせるのか ——アクターネットワーク理論を手がかりに

Human Being and Full Datafication in the Information Society: An Actor-Network Theory Perspective

キーワード：

全面的データ化, アクターネットワーク理論, プラズマ, 前アクター, 不確定性

keyword：

full datafication, Actor-Network Theory, Plasma, pre-actor, uncertainty

日本大学 山口 達 男
Nihon University Tatsuo YAMAGUCHI

要 約

本稿は、現代の情報社会において人間存在が〈サイボーグ／ハイブリッド〉として経験的に把握されつつある状況を出発点に、人間を全面的にデータ化し得る存在として措定する存在論的志向の是非について、アクターネットワーク理論（ANT）を手がかりに理論的に検討したものである。

まず、情報通信デバイスとの結合や監視資本主義の展開によって、人間のあらゆる領域がデータ化し得るかのように扱われている現状を確認し、この志向に対する存在論的な問いを提示した。次に、ANTの理論的特徴を整理し、アクターが人間と非人間のエージェンシーの交錯点に位置しつつ、〈アクター＝ネットワーク〉という関係のもとで実在することを明らかにした。さらに、ハーマンによる批判を契機としてラトウールの議論を再検討し、アクターには「潜在的可能性としての余剰」と「関係から零れ落ちた余剰」という、ふたつの余剰が認められることを論じた。その上で、「プラズマ」概念への注目から、後者の余剰が実在の構築過程に内在する原理的な記述不可能性であることを示すとともに、「不確定性」という特性を備え、潜勢的な様態として存在する「前アクター」を見出した。

原稿受付：2024年3月18日

掲載決定：2026年1月31日

以上を踏まえ、ANTがデータ化そのものは肯定しつつも、人間存在を余すところなくデータ化し尽くせるとする立場を斥ける理論であると結論づけ、同時に監視資本主義におけるデータのプロファイリングを存在論的な議論へと接続し直す視座を提示した。

Abstract

This article theoretically examines, from the perspective of Actor-Network Theory (ANT), the validity of an ontological orientation that posits the human being as an entity fully amenable to datafication. It takes as its point of departure the contemporary information society, in which human being is increasingly experienced empirically as cyborg or hybrid.

First, the article points out the contemporary situation in which, through the coupling of information and communication devices and the expansion of Surveillance Capitalism, all domains of the human being are treated as if they were amenable to datafication. It then raises an ontological question concerning this orientation.

Next, the article outlines the theoretical features of Actor-Network Theory and clarifies that actors are situated at the intersection of human and non-human agencies, existing within relations articulated as “Actor=Network.”

Furthermore, prompted by critiques advanced by Graham Harman, the article reconsiders Bruno Latour’s arguments and argues that actors necessarily involve two forms of reserve: a reserve of “virtuality” and a reserve that “falls out of relation.”

Building on this discussion, by focusing on the concept of Plasma, the article demonstrates that the latter reserve constitutes a principled impossibility of description inherent in the process of constructing reality. In doing so, it discerns a “pre-actor” as a virtual mode grounded in uncertainty.

Finally, the article concludes that while Actor-Network Theory affirms datafication as such, it rejects the position that the human being can be exhaustively captured through full datafication. On this basis, it offers a perspective that reconnects data-based profiling in Surveillance Capitalism to ontological inquiry.

1 はじめに

今日のわれわれは「人間」(human)としてよりも〈サイボーグ〉(cyborg)として、あるいは「非人間」(non-human)との〈混雑種〉(hybrid)として日常に存在している。このことは、われわれが情報通信デバイスを「携帯する」段階から身体に「装着する」段階へ移行し、さらに体内に「埋め込む」局面に至ろうとしている現況を想起すれば首肯できよう。

もっとも、こうした捉え方はICTやIoT/IOEに基づくデジタル端末の発展・普及によって初めて可能となったわけではない。実際「人間存在」

(human being)が生物や機械といった「人間ならざるもの」との混合態として本来的に存在しているという主張は、ダナ・ハラウェイによってすでになされている(Haraway 1985=2001, 1991=2000)。同様の観方は、各存在体の実在を諸々の事物との「関係」から認定する「関係主義」(relationalism)や、「存在論的転回」

(Ontological Turn)を経た人類学においても見て取れる。しかし各種デバイスとの物理的・身体的な結合は、われわれの「在り方」が〈サイボーグ〉や〈ハイブリッド〉という位相にあるとする存在論的理解を、理論的な次元のみならず経験的な事実としても意識させると同時に、人間存在に対する或る存在論的志向をも情報社会にもたらしたとように思われる。

というのも、スマートフォンと日常的に連携することで、われわれの行動や嗜好は位置情報や移動履歴、検索・閲覧・再生・購入の記録、SNSの利用傾向やネットサービスのアカウント情報といった「データ／数値」として自動的かつ継続的に抽出・蓄積されるようになったからだ。しかも、データ化の範囲はデバイスとの結びつきが密接になるにつれて拡大しており、ウェアラブル端末やインプラントブル端末では体温、心拍数、血中酸素濃度といった生体活動に加え、脳や心理の状態

までもがその対象とされている。すなわち、デジタル端末との混交によって「人間のあらゆる領域はデータに還元し得る」とする意識、言い換えれば人間存在を全面的にデータ化／数値化し得るものとして措定していく存在論的志向が、社会の諸実践において強まっているのである。所謂「監視資本主義」(Surveillance Capitalism)は、まさにそのような志向に基づく実践のひとつであろう。

ショシャナ・ズボフが指摘するとおり、監視資本主義では「ユーザーへのサービスに必要とされる以上の行動データ」をどれほど多く抽出しているかが、巨大IT企業やデジタル・プラットフォームが利益の最大化を図る上での決定的な要因とされている(Zuboff 2019=2021: 89)。検索エンジンを例にするならば、入力された検索語はサービスを機能させるという目的にとって「必要とされるデータ」であるが⁽¹⁾、検索行為の状況や文脈に関する事項——検索を行なった時刻や場所、検索前に閲覧していたウェブサイトなど——はサービス成立に対して付随的な性格しか持たないため「必要とされる以上のデータ」に該当する。しかし、そうした副次的に生成される目的外のデータであっても、そこから利用者の行動傾向などを推測し、新たな収益機会が見出せるのであれば、それらは経済的価値を帯びたものへと転化する。

ただし、いかなるデータが将来的な利益拡大に資するかをあらかじめ判定することは容易ではない。したがって、機会損失を回避するためには、人間にまつわるすべての側面に「価値があるかもしれない」と仮定した上でデータを抽出していかざるを得ない⁽²⁾。その結果、人間存在は原理的にあらゆる領域をデータの的に把握可能なものとして扱われることとなる。監視資本主義者たちがオンライン上の行動から日常生活での振る舞い、そして「個人の人の人柄、雰囲気、感情、嘘、脆弱さ」といった「あらゆるレベルの内面的要素」へとデータ化の範囲を拡張しているのは(Zuboff 2019=2021: 226-8)、彼らがそのことに自覚的か否か

にかかわらず、われわれを全面的にデータ化できる存在と看做す存在論的志向を前提しているからにはかならない。

もちろん、デバイスとの結合や監視資本主義の実践を以って、実際にわれわれが余すところなくデータ／数値のかたちで記述・測定されていると言うつもりはない。むしろここでの関心は、〈サイボーグ／ハイブリッド〉としての在り方を本来的に備える人間は、果たしてデータの的に計測し尽くせる存在として措定し得るのかという存在論的な問いにある。本稿は、ミシェル・カロンやブルーノ・ラトゥールらが考案・提唱した「アクターネットワーク理論」(Actor-Network Theory, ANT)を手がかりとすることで、これに応えていくものである。

周知のとおり、ANTは1970年代フランスにおける電気自動車の導入過程や、19世紀後半になされたルイ・パストゥールによる乳酸発酵素の発見プロセスなどに対する実証的な研究を通して、人間とそれ以外の存在(非人間)との間に互恵的関係を見出し、「社会」を説明項に、「科学」を被説明項に据えていた当時の科学論^{サイエンス・スタディーズ}、とりわけ「科学知識の社会学」(Sociology of Scientific Knowledge, SSK)に見直しを迫った議論である。ここにはハラウェイなどとも通底する「人間観」のみならず、事物の把握し切れなさを認める姿勢が窺えるため、ANTは〈サイボーグ／ハイブリッド〉という在り方を踏まえつつ、「人間存在」を全面的にデータ化可能と措定する志向を問い直す上での橋頭堡になり得るとわれわれは考える。したがってまずは、ANTを特徴づける主要な論点を確認し、そこに看取される人間観を整理するところから始めよう⁽³⁾。

2 アクターネットワーク理論の人間観

ANTの理論的特徴は次の三点に大別される。いずれもすでによく知られた事項だが、あらためて押さえておきたい。第一に、人間と非人間をと

に「行為／作用するもの」(actor)と看做し、それらを存在論的に区別しないことで「自然／社会」というデカルト由来の近代的二分法を排却する点。次に、アクターとしての人間と非人間が「連関」(association)することで形成された「ネットワーク」(network)、すなわち「アクターネットワーク」(Actor-Network)が「純化」(purification)されることで、自然と社会は事後的に「構築」(construction)されると捉える点。これにより両者は諸アクターの「集合体」^{コレクティブ}(collective)として、人間／非人間と同様、存在論的に同格とされる。三つ目は、個々の存在体は他のアクターたちからの「エージェンシー」(agency)によって、自らもアクターとしての身分を得るとする点である。

ちなみにラトゥールは「ディーゼル・エンジン」がルドルフ・ディーゼルによって構想されてから、実際に動力源として普及するようになるまでの過程を辿ることで、技術的な「人工物」(artifact)も諸アクターの連関／ネットワークが純化されたものであり、それゆえ「自然」との間に明確な存在論的区別はないと指摘する(Latour 1987=1999)。したがって、自然と同じく諸アクターの集合体とされた「社会」に対してもそうした差はないことになるが、それはつまり、自然と社会、そして人工物すべてを包含する〈世界〉それ自体の基底に「アクターのネットワーク」が据えられることを意味する⁽⁴⁾。いわば〈ネットワーク＝世界〉という存在論的関係をANTには見出すことができる。そのため、自然／社会というア・プリオリに独立した領域によって世界は成立していると看做してきた「近代」の認識は何ら自明ではなく、それらは人間と非人間が混在するネットワークが純化されることで、ア・ポステリオリに形象化されたものに過ぎない。「われわれは一度も近代であったことはない」(We have never been Modern.)というラトゥールの言明は、この関係主義的な〈世界〉像——「非近代」^{ノンモダン}(non-modern)と称されている——を表したものである。

では、〈世界〉の基底がアクターネットワークとして把握される際、“世界内存在”である個々のアクターをANTはどのように規定しているのだろうか。言い換えれば、人間と非人間の「在り方」をどう捉えているのか。このことを探るにあたって鍵となるのが「エージェンシー」の概念である。しかしその前に、エージェンシーと密接に関連する「翻訳」(translation)について触れておきたい。

先述したとおり、アクターネットワークは諸アクターの連関のことだが、それはアクターたちの「翻訳」でなされるという。このとき翻訳とは、諸アクターによって「事実」が構築されていくまでに実践された「行為」(act)の転換(translate)、すなわち各存在体が自身の行為を別の目標へと向け変え、新たな行為を創発する事態を指すのだが、こうした行為の翻訳＝転換を生じさせる契機となるのが「エージェンシー」と呼ばれるものだ。

一般的にエージェンシーは「何らか(たとえば構造)の影響を受けるなかで主体が行為を生み出す力」とされるが、ラトゥールの場合は何者／何物かをアクターへと形成させていく「作用」(act)を意味する(Latour 2005=2019: 499, 訳注9)。したがって、ANTにおいてエージェンシーとは行為の主体がまず存在し、それが一定の制約の中でどのように行為するかという能力のことではなく、諸存在体を何かしらの行為へと向かわせる(翻訳＝転換させる)働きかけのことである。ということつまり、人間か非人間かを問わず諸存在体は自立的＝自律的な主体として単独で行為しているわけではない。他のアクターからエージェンシー／働きかけが向けられることで、各存在体は行為を発動させ、「アクター」へとその身分を転じていく⁽⁵⁾。アクターは「行為の源ではなく、無数の事実が群がってくる動的な標的」(Latour 2005=2019: 88)として、各方位から向けられる人間／非人間のエージェンシーが交錯し、混交する地点に位置する存在なのである。その意味で

ANTにおけるアクターの「在り方」はハラウェイの人間観——〈サイボーグ／ハイブリッド〉として本来的にあるとする観方——と共通していると理解できよう。そして、この働きかけによって様々に行為が翻訳＝転換されて次の行為が創発し、その行為が別の存在体に対するエージェンシーとして機能し、そこからさらなる行為の翻訳＝転換が生じ……という状況が出来る。それゆえ、アクターネットワークはエージェンシーの総体と解して大過ない。エージェンシーの連鎖的接続こそが、諸存在体を連関させると同時に、それらをアクターとして定位させるのだ。

3 ネットワークとしてのアクター

ところで、ラトゥールはアクターの連関に「ネットワーク」ではなく「ワークネット」や「アクション・ネット」という表記を適用すべきだったと述べており、そこに「働き」(work)や「作用」(action)が網(net)状に結びついていることを強調しようとする意図があったことを窺わせている(Latour 2005=2019: 249-50)。そのため、アクターネットワークが純化されることで構築された「諸アクターの集合体」である「自然」と「社会」は静的な構造ではなく、行為／作用の翻訳＝転換が時々刻々と生じ、次々とエージェンシーの向かう先が変転していくことで、アクターの連関の仕方がいつでも「組み直し」(reassemble)可能な、あるいはつねに組み直されている動的な様相をその基底に秘めたものとして看做されている。

このとき、ラトゥールがアクターとネットワークをハイフンで結びつけ、Actor-Networkと表記していることを見逃してはならない⁽⁶⁾。「あるネットワークを理解するためには、それを構成している行為者たちを探さなければならないが、ある行為者を理解するためには、それが構成しているネットワークを探さなければならない」(Latour 2002=2011: 242)とされているように、アクター

という「部分」によって「全体としてのネットワーク」が形成されているのでもなければ、ネットワークという「全体」を分割することで「部分としてのアクター」が現出するのでもなく、アクターネットワークという動的な関係態がまずあり、そこから諸々の存在体の実在が構築されていくという機序を、このハイフンは表している。「一つのアクター・ネットワークが『ブラックボックス』となり、また別の規模の大きいアクター・ネットワークに取りこまれ安定化することで、これがまた『ブラックボックス』となる」(足立 2001: 10) という指摘も同様に、アクターネットワークが純化されることで構築された存在体が、アクターとして他の存在体にエージェンシーを向け、その存在体をアクターへと変容させつつ、それとの間に連関／ネットワークを形成し、この連関が新たな存在体として純化され得ることを示しており、事物に先行してエージェンシーの総体＝アクターネットワークがあることをやはり意味している。事実、自動車という事物はエンジンとタイヤとの連関によって、交通システムという制度は自動車と信号との結びつきによって、スマートシティという仕組みは交通システムとAIとの関係によって……といったように、既存するアクターたちの行為／作用の連鎖的接続によって新たな存在体／アクターが入れ子的に構築されている事態は日常的に見受けられる。

これらを鑑みると、Actor-Networkにハイフンが用いられているのは、そこに「アクターのネットワーク」を意味させると同時に「ネットワークとしてのアクター」をも含意させるためだったと推察できる。アクターはつねにすでにネットワークと等置可能なものであり、それゆえ両者の存在論的關係を〈アクター＝ネットワーク〉と表記することも可能であろう。ラトゥール自身がそのように明示しているわけではないが、ネットワークとしての連関がすべてに先立ち、そこから個々のアクターの実在が純化によって立ち上がってくるという機序をANTが見出すならば、アクターとネッ

トワークを存在論的に同位同格であると捉え、両者を等号で結びつけることはまったくの的外れではないはずだ⁽⁷⁾。人間と非人間によるエージェンシーの交錯点に位置するという事実だけでなく、両者の連関／ネットワークをその基底として備えている点でも、アクターは〈サイボーグ／ハイブリッド〉という様態をした存在なのである。また、われわれはすでに〈世界〉とネットワークとの存在論的關係を〈ネットワーク＝世界〉と表したが、これを先の等式に代入すれば、アクターネットワークは〈アクター＝ネットワーク＝世界〉としても表記可能となる。そこからは、個々のアクターと〈世界〉の間にさへ存在論的な差異がないこと、〈アクター＝世界〉という関係も看取できよう⁽⁸⁾。

一方、このように関係主義的な人間観および存在体の観方を取るANTに対しては批判もある。なかでも、「思弁的実在論」(Speculative Realism)の一端を担い、自身としては「オブジェクト指向存在論」(Object-Oriented Ontology, OOO)を唱えるグレアム・ハーマンは、ANTが「アクターとは関係である」(an actor is its relations)というテーゼを堅守するあまり、ネットワークに還元し切れない「余剰」(reserve)を存在体が抱えていることを等閑視していると指摘する。この主張は、アクター(としての人間)にはデータとして記述・測定し尽くせない次元があることを示唆するものであり、われわれにとって検討すべき論点を孕んでいる。むしろ彼を経由することで、人間のあらゆる領域がデータに還元される事態を存在論の射程から考察することができる。そこで次に、ハーマンが初めてラトゥールを主題的に取り上げた著作*Prince of Network: Bruno Latour and Metaphysics*に依拠し、その批判の理路を辿ることとしよう。

4 ハーマンによるラトゥール批判

ハーマンはまず、ANTが事物(object)の

ポテンシャルティ

「潜在性」(potentiality)を否定していると指摘するところから批判を始める。或る事物の「潜在的な何か」を云々することは、その「何か」がすでに存在してはいるものの、未だ現前していないことを前提にするが、ラトゥールにおいてアクターはいまここに現れている状態で実在しているとされるため、それ以外の潜在的な相貌がそこに隠れているわけではないと解釈し得るからだ。たとえば「座っている人間」は、椅子やクッションなどとの間でいままさに形成されている関係からそのように実在する存在体としてANTでは把握される。だが、それでは「座っている人間」を「立ち上がることもできる人間」として解することができないとハーマンは難ずる。これに対してラトゥールからは、関係が組み直されることでアクターの在り方も再構築されるとの応答が予想されよう。しかし、事物の実在が変移した後は、それ以前の関係は(痕跡として残ることはあっても)もはや存在しないのであり、それゆえハーマンは、変化前と変化後の同一性をどのように認めることができるのかとさらなる疑問を呈している⁽⁹⁾。

また、現在するアクターが連関／ネットワークによってその実在を構築された「関係的なもの」(the relational)であるのならば、アクターに備わる何がしかの「性質」(qualities)も連関の「効果」(effect)として捉え得るとハーマンは述べる。つまり、アクターに本源的な「一次性質」(primary qualities)を認めず、「二次性質」(secondary qualities)のみがそれには備わるとするのがラトゥールの立場というわけだ。ところが、ア・プリオリに何がしかの性質を持っていなければ、アクターたちは「特徴のない塊」(featureless lump)として互いに区別できなくなり、そもそも関係を結ぶことが不可能なのではないか。関係に還元できない一次性質や個性、差異といったものがそれぞれの存在体に備わっているからこそ、アクターは相互に関わり合い、連関／ネットワークを形成し得るとともに、事物の同一性も説明できるとハーマンは主張する。

要するにここでの批判は、ラトゥールが「現実的なもの」(the actual)として実在する個々の存在体を「関係的なもの」と同一視し過ぎることで、事物は本来「実在の対象」(Real Object)として非関係的に存在することを見落としている点に向けられている。そして、あらゆる事物が関係に還元し得ない「それ以上の何か」(something more)を抱えているという指摘は、「人間の全面的データ化」をめぐる存在論的な問いにも接続し得よう。ANTにおいてアクターの実在は現在の関係によって定義されるため、その関係を形成している要素を余すところなく記述・測定し尽くすことができれば、それは理論構造上、存在体のあらゆる領域をデータ化したと看做せる一方、ハーマンの批判を受け容れた場合、事物には非関係的な「余剰」(reserve)が伏在していることとなり、そのすべてをデータとして把握するのは不可能と言い得るからだ。

ただし、こうしたANT理解はハーマンの解釈に依拠した場合のものである。ラトゥールの議論を真摯に検討すれば、実は彼自身も「余剰」をアクターに看取していることに気づかされる。したがって、ハーマンによる指摘を無批判に受け止めるのではなく、むしろそれを契機とすることで、全面的データ化の限界をも視野に収めた理論としてANTを再定位させることが可能なのだが、その際ラトゥールに見出せる「余剰」がふたつの意味を有している点には留意しなければならない。

5 ふたつの「余剰」

すでにみたように、アクターたちの連関に組み直しが生じれば、その実在もまた再構築され、現在認識されている在り方とは別様にあり得るのがANTにおける関係主義的な観方である。すなわち、社会にせよ自然にせよ、ひいては人間存在にせよ、動的な関係態であるアクターネットワークを基底とする各存在体の実在は暫定的なものにすぎず、

つねにオルタナティブへの「^{ヴァーチャリティ}潜在的可能性」(virtuality)を備えている。換言すれば、われわれが認識している事物の实在は、たしかに現時点での連関に基づいたものだが、唯一で絶対的な在り方ではない。そこには「別様にもあり得る」という余白、つまり「余剰」が保持されているのである。もちろん、「現時点での連関」が長期間変わることなく存続することもあり得るため、まるでその在り方が不変的に捉えられる場合も考えられる。それでもアクターの連関が「組み直し可能」である限り、事物は原則的に一時的で可変的な在り方をしている——「潜在的可能性としての余剰」に拓かれている——と看做されなければならない。

とはいえ、いま指摘したことは結局「関係が変わることでアクターも変容する」というハーマンが非難した論理と同じであり、事物の实在が変化した際の同一性をやはり説明できないのではないかと、との借問があるかもしれない。ふたつ目の「余剰」はこの点に関わってくる。では、それはいかなる余剰か。

ラトゥールは自身が同行したアマゾンの森林土壌調査に対する分析を通して、「諸アクターの関係」(質料)から「新たなアクター」(形相)への変換(構築)が行なわれる過程では「断絶」が生じると述べている(Latour 1999=2007)。人間と非人間の連関／ネットワークによる構成物が「強さの試験」(trials of strength)を通過できるように純化されるまでの間には、捨象されてしまった関係が数多あるわけだ。事物の实在^{リアリティ}(reality)は、無数にある潜在的^{ヴァーチャル}(virtual)な関係の層——基底としてのアクターネットワーク——を「地」とし、そこから「図」として現実^{リアル}(real)の層へと顕在化^{アクチュアライズ}(actualize)した——当該事物にまつわる連関／ネットワークとして観察・記述された——特定の^{特定の}関係の、さらに一部が純化されることによって構築されるのである。その際、純化された関係は、それ以外の残存した関係を「地」とする新たな「図」として位置づけられる。このように「地」から「図」

への変換が重ねられていく過程において、先行する関係のすべてが次の段階に引き継がれるわけではなく、一部の関係のみが継承され、他の関係は捨象される点にラトゥールの謂う「断絶」が生じる。

このことから、各存在体の实在の背後には純化されずに残った関係、いわば「関係から零れ落ちた余剰」が構造的に潜んでいる事実が窺える。したがって、ハーマンが理解したように「現実的なもの」はいままさに形成されている関係の中でのみ存在するわけではない。「地」と「図」が不可分であることから察せられるとおり、純化されなかった関係もまた、「現実的なもの」からは切り離し得ない次元のものだからだ。

そして、そうした「余剰」が「地」として留まり続けるからこそ、現に顕在化している関係に組み直しの余地がもたらされ、各存在体を「潜在的可能性としての余剰」に拓くと同時に、实在の仕方が再構築されても——椅子に座っている人物が立ち上がっても——なお、同一の存在として認め得る条件が確保される。つまり、实在を構築している関係が変化したとしても、それは一段階前の関係から別の純化が実行されたという事態を意味しており、変化前後の实在(「図」)それぞれが同じ背景(「地」)を部分的に共有しているため、両者の同一性は保持されるのである。

ならば、この「関係から零れ落ちた余剰」を実践的あるいは技術的な「記述の不足」と認識してはならない。たしかに当該存在体にまつわる関係を観察し尽くすことは実務上困難であり、事物の实在を構築するにあたっては、広範かつ複雑な関係網を記述可能な範囲に縮減せざるを得ず、そこに回収し切れない関係が残余するという事情は否定できない。だが、ここでの「余剰」とはそうした一般的にも想定される実務的制約に由来するものではない。少なくともそのことは「余剰」として二義的な要因でしかない。すでに確認したとおり、それは「地」から「図」への変換として、事物の实在が構築される過程それ自体が必然的に孕

むところのものである。もしこの点を見誤り、「関係から零れ落ちた余剰」を実践上の限界にのみ帰すならば、観察や記述、データ化の技術が向上さえすれば残存した関係も将来的に余すところなく把握できるという発想につながり、事物の同一性を担保する根拠を實在が構築される過程の内部から失わせてしまう。その場合、ハーマンによるANT理解に立ち戻り、彼の謂う「実在的对象」や「一次性質」といった、それぞれの存在体にあらかじめ備わる非関係的・本源的な属性を同一性の条件とせざるを得なくなる。

もちろん、ここでの「余剰」が単なる記述不足によるものではないとしても、その事実だけを以って全面的データ化の限界を示す理論としてANTをただちに解釈できるわけではない。とはいえ、ハーマンの懸念した同一性の問題がラトゥールの議論に沿うかたちで解決され得る以上、関係から完全に独立した本質を指定する彼の立場（オブジェクト指向存在論）に依拠してその限界を指摘していくこともできない。したがって、「関係から零れ落ちた余剰」を存在体の原理的な記述不可能性として認めていく方途をANTの内部から導出していく必要があるのだが、その際に導きの糸となるのがラトゥールによって提示されながらも主題的には取り上げられることのなかった「プラズマ」(Plasma) という概念である⁽¹⁰⁾。この概念への検討を通すことで、〈サイボーグ／ハイブリッド〉という人間存在の本来的在り方がデータとして記述・測定し尽くせるのかという本稿の関心にも応えられよう。

6 プラズマから前アクターへ

プラズマとは「まだ定型化されておらず、まだ計測されておらず、まだ社会化されておらず、まだ計測基準の連鎖に組み込まれておらず、まだカバー、調査、動員されておらず、あるいは、主体化されていないもの」(Latour 2005=2019: 462) を指す。

いわばネットワークと未接続の外部領域のことであり、ラトゥールはそれを諸アクターの連関にとっての「環境」(milieu) として規定している。ただし、「単に知られていないだけ」の「不可知的要素」や、網の目の合間／隙間と評されていることからわかるように (Latour 2005=2019: 463, 久保 2019: 252), この外部＝環境は関係から絶対的に独立した領域というわけではない。ネットワークを前提とし、その形成と記述に伴って不可分に生じる「空白」のことであり、あくまで関係を観察・記述する者にとっての“外部”に過ぎない。つまりプラズマは、前節で導出した「関係から零れ落ちた余剰」と重なり合う位相——實在が構築される過程に内在しつつ、その都度の純化で回収されずに残存した関係(＝「地」)の水準——にあり、本質的に解消し得ないものである。

このようにプラズマを把握したとき、そこには未だ可知的ではない「何か」が存在していると想定される⁽¹¹⁾。観測や純化はされていないものの、プラズマもまた「関係」であるならば、その担い手がいると考えざるを得ないからだ。したがって、その「何か」がすでにネットワークに組み込まれているアクターに対してエージェンシーを今後向けてくる、あるいは現在するアクターが将来的に「何か」へとエージェンシーを向けることによって、既存のネットワークに包摂され、観察者・記述者の前に可知的な様態で現出してくることは論理的にあり得る。

とはいえ、それに何がしかの實在が付与されているわけではない。もしプラズマに定位する存在体に事物としての實在を認めるならば、本稿が〈アクター＝ネットワーク〉と表記した関係性に基つき、その時点で他の存在体と連関している——すでに観測・純化されたネットワークに接続されている——と理解されなければならないためである。他方、プラズマが関係である以上、そこに想定される「何か」は「アクター同士のつながりから独立した状態」(Harman 2009: 124) に

ある非関係的なオブジェクト、すなわちハーマンが関係に先立つ実体として指摘する「実在の対象」とも異なる。ゆえに、ここでの「何か」とは、アクターとしての身分（事物としての実在）を得ていない存在体に位置づけられる。

実際ラトゥールは「アクターとしての身分を得ていない存在体」があることを否定しない。「アクターとは個性を（通常は擬人化によって）授けられたアクタンのことである」（Akrich & Latour 1992: 259）という説明や、「差異を作り出すことで事態を変える物事はすべてアクターである——あるいは、まだ形象化されていなければ、アクタンである」（Latour 2005=2019: 134, 傍点邦訳書）といった言表における「アクタン」（actant）が、まさにアクター以前の段階にある存在体に相当する。

ハーマンも指摘したように、ANTにおいてアクターの「個性」（character）とは、各存在体から向けられたエージェンシーを「プラグイン」（plugin）することで得られる（Latour 2005=2019: 396-7）。それゆえ個性を獲得していないアクタンは、未だエージェンシーを向けられておらず、観察者によっていずれの連関／ネットワークにも組み込まれていない——アクターとして成立していない——と捉えられる。「まだ形象化されていない」という言明も同様に、連関の純化による実在の構築は未だなされていないが、それでもなお「何か」としては存在していることを意味する。でなければ、その「何か」に対して、たとえば「乳酸発酵素」などの名ですでに形象化が済まされ、アクターとしての実在が認定されているはずだ⁽¹²⁾。

これらのことから、プラズマに見出し得る「アクターとしての身分を得ていない存在体」を「前アクター」（pre-actor）と呼称しておきたい⁽¹³⁾。その上で問題となるのは、関係に先立つ実体でもなく、未だ実在も認められていない前アクターを、いかなる様態のものとして把握すべきかという点である。

7 前アクターと無限後退

ここでアクターネットワークが入れ子構造を産み出すものであったことを思い出そう。あらゆる事物／アクターの実在は、潜在的なアクターネットワークから特定の関係が顕在化し、さらにその一部が純化されることで構築されるが、その事物／アクターが、同様に構築された他の事物／アクターたちと連関し、ネットワークを形成することで新たなアクターネットワークを築き、そこからさらなる事物／アクターが構築され、それがまた……といったかたちで「潜在／顕在」（「地／図」）が交互に入れ換わる階層的な運動がそこでは展開される。逆に、この階層的運動を下降するならば、「顕在態としてのアクター」から、それを構築する「潜在態としてのアクターネットワーク」へ、そのアクターネットワークを形成する「潜在態としての諸アクター」へ、それら諸アクターを構築する「潜在態としての諸アクターネットワーク」へと終わりのなき分岐が続いていくこととなる。

ハーマンはこの事態を「アクターの無限後退」（infinite regress of actors）と評し、運動の始点となる「最終段階」（final stage）に至ることができないと批判するのだが、前アクターはこの課題に深く関与する。アクターの身分を得ていない「何か」をめぐる、行為／作用の翻訳＝転換が作動し始めるまさにそのとき、連関／ネットワークが発生すると同時に、「何か」もまたアクターとして顕現することになるからだ。それゆえ、前アクターは「アクターとして顕現し得る潜在的な様態」をしていると把握できる⁽¹⁴⁾。

しかし、それでも結局、ハーマンが論難したとおり、アクターとしての身分を得ていない前アクターは個性を未だ獲得していないため、相互に差異を欠く「特徴のない塊」に過ぎず、ネットワークを形成し得ない——「潜在／顕在」の運動を産出できない——のではないかと反論があり得る。だが、彼のように「差異がない」と「何

も備えていない」ことを同じ事態と認識してよいのだろうか。「同一の特性しか備えていない」こともまた「差異がない」と言えるのであれば、唯一備わっているその特性こそが「潜勢的な様態」の基盤を用意するとともに、アクターネットワークの運動を展開させる動因にもなると考えられる。

たとえば、アクターAとアクターBが結びつく際、AはアクターA'からのエージェンシーを、A'はアクターA''からのエージェンシーを契機として行為しており、BはB'を、B'はB''を契機として行為することで、AとBが連関したと想像してみよう。このときA''とB''がCという共通のアクターからのエージェンシーを起点として行為していた場合、CはAとBとの連関を支持するものとして挙げることができる。しかし、CもまたDとEからのエージェンシーの交錯点として行為しており、さらにそこにはD・D'・D''という系列と、E・E'・E''という系列があり、両系列はFを起点にしていると考えていくこともできる。

このようにアクターが連関／ネットワークを形成していく要因は様々なエージェンシーの系列に分歧し続けるのであり、最終的に無窮の彼方に想定されるXに至らざるを得ない。まさしくハーマンが謂う無限後退に陥るわけだが、このXの位置に前アクターの特性は対応する。何がしかのアクターとして名指しでき、エージェンシーの起点として指定できるならば、そこからさらにエージェンシーの系列を遡及することが可能となるからである⁽¹⁵⁾。したがって、前アクターに対して唯一確定的に見出すことができる特性は、特定の端緒として名指し得ないという「不確定性」(uncertainty)にほかならない⁽¹⁶⁾。

であるならば、前アクターはハーマンの謂う「最終段階」に関与するものの、それそのものというわけではない。何がしかの端緒として特定し得ないのであれば、それは無限後退の停止点としても確定できないということであり、最終段階であるかどうか「不確定」と捉えざるを得ないためだ。

逆にそうであるからこそ、前アクターはその唯一の特性を以てあらゆる系列や事物と接続可能なのであり、アクターネットワークの「潜在／顕在」という運動を展開させ、自らもアクターとして顕現し得る潜勢的な様態を取ることとなる。

以上の議論を翻っていけば、「関係から零れ落ちた余剰」が原理的に記述不可能なものであることも自ずと導かれよう。不確定性が「アクターネットワーク」の階層的運動にとって構造的・論理的に要請されるかぎり、それを特性に備える「前アクター」が定位するプラズマ——すなわち「関係から零れ落ちた余剰」——もまた、不確定性を根底的に帯びざるを得ず、その全貌を確定的に観測できないからである。

8 おわりに

われわれは、現行の情報社会においてますます経験的に看取されるようになった〈サイボーグ／ハイブリッド〉という「在り方」を出発点に、ANTの関係主義を参照枠としながら、人間存在を全面的にデータ化／数値化し得るものとして指定する存在論的志向の是非についてここまで検討してきた。では、そこからどんな結論を導き得るのか。あらためて本稿の議論を振り返ってみたい。

まずわれわれが行なったのは、ANTの理論的特徴から、「アクター」としての人間がそこではどのような在り方をする存在体として規定されるのかを確認することであった。そして、アクターが人間と非人間によるエージェンシーの交錯点に位置すると同時に、異種混濁的なネットワークを実在の基底としている——〈アクター＝ネットワーク〉という存在論的關係にある——ことを指摘した。

次に、ハーマンによる批判を踏まえ、存在体のあらゆる領域がデータ化され得ることをANTが内在的に容認しているかを判断するため、再度ラトゥールの議論を追った。その際、彼がふたつの

「余剰」、すなわち「潜在的可能性としての余剰」と「関係から零れ落ちた余剰」をアクターに看取していることを明らかにした。とくに後者は、アクターを「潜在的可能性としての余剰」へと拓くとともに、人間存在を全面的にデータ化できるとする志向に対して、理論的な留保を与える視点へとわれわれを導くものであった。

その上で、ラトウールが主題的には取り上げなかった「プラズマ」に着目し、それが「関係から零れ落ちた余剰」と重なり合う位相にあり、ネットワークの形成と記述に伴って不可分に生じる“空白”であるがゆえに、本質的に解消し得ないものだ¹と指摘した。加えて、プラズマには非関係的でも、実在が構築されているわけでもない「前アクター」と呼び得る存在体を見出し得ること、またそれが「アクターとして顕現し得る潜勢的な様態」にあり、その唯一の特性が「不確定性」であることを示した。そしてこれらの議論を踏まえ、「関係から零れ落ちた余剰」が原理的に観測し尽くせないもの、それゆえ存在体の実在が構築される過程に内在する「記述不可能性」に相当すると論定したのであった。

したがって、実在の背後に「関係から零れ落ちた余剰」を認めるANTは、この余剰が不確定性を根底的に帯びることから、人間存在を含め、あらゆる事物を全面的にデータ化し尽くせるとする存在論的志向を斥ける立場だと結論づけられる。ただし、このことは「データ化」そのものを不可能な営為として拒絶することを意味しない。〈アクター＝ネットワーク〉という存在論的な関係性からもわかるように、そしてあえてハーマンの術語に即して言うならば、ANTは「現実的なもの」

（事物／アクターとしての実在）と「関係的なもの」（ネットワーク）をあくまで同一視するからである。それゆえ、事物を観測可能な要素や関係に変換するデータ化の営みは、実在がいかに構築されているかを明らかにする実践として、むしろ積極的に肯定されているとすら言えよう。

いずれにせよ、情報通信デバイスと結合した〈サイボーグ／ハイブリッド〉であるわれわれを、データ化／数値化し得る存在として扱うこと自体は否定されるわけではない。しかし、存在体を余すところなくデータ／数値に還元し尽くせると把握する場合、それは論理的な謬りを免れ得ない。

こうした視点に立ったとき、監視資本主義をめぐる議論にもさらなる射程が与えられる。「そもそも人間はデータとして記述・観測し尽くせる存在なのか」という存在論的前提そのものを問うことによって、全面的データ化という発想が仮構だと示されたからだけではない。たとえば冒頭で挙げたズボフは、監視資本主義者たちが実行するデータ化によって人間存在の価値が一方的に収奪可能な“原材料”の地位に貶められ、無際限に搾取されていく事態に対し、自由や尊厳、プライバシーといった倫理的・権利的な観点からの批判を主に展開したが、本稿はそこに新たな解釈を可能とする。監視社会でなされている“レコメンド”や“パーソナライズ”、“セルフ・マネジメント”といったデータのプロファイリングに基づく実践が、われわれを一定の“人物像”に固定しようとしている点に関して、それが各存在体の「つねに別様にもあり得る潜在的可能性」²を制約する営為でもあると理解し得る視座をもたらすからだ。したがって本稿は、デジタル・プラットフォームが推し進める「監視に基づく経済秩序」を、存在論的な議論へと接続し直す試みとして提示できるのであろう。

謝辞

本稿は、2023年9月16・17日に開催された社会情報学会大会（於：立教大学）での発表内容を加筆修正したものである。議論に参加してくださった方々に感謝申し上げます。また本稿の成果の一部は、社会情報学会2023年度若手研究助成を受けたことで得られたものである。併せて御礼申し上げます。

注

- (1) たとえば「内閣総理大臣」と「首相」は異なる表現だが、日本においては同一の対象を指示する語である。したがって、それぞれの語で検索した際の結果に大差があつては、検索エンジンはサービスとして成り立たない。それゆえ、入力された検索語を収集・分析し、語句同士の対応関係を正確に把握することは十分なサービスを提供するために不可欠となる。
- (2) こうした事情は、ビッグデータ分析において、データの「ゴミ」から事後的に価値や意味が^{マイニング}発掘される過程とパラレルである。
- (3) 本稿が扱うANTは、最も存在論的な含意に富む「ラトゥールのANT」であることをあらかじめ断っておく。
- (4) こうした「連関」ないし「つながり」を〈世界〉の基底に据える理解は、ラトゥール本人が影響を受けたと公言しているG. タルドのほか、G. ジンメルなど社会学成立期の議論にすでに見受けられる。ANTとこれらの関係主義的社会学理論との比較は別稿に期したい。
- (5) このことをラトゥールは、共演者や観客、照明や音響、脚本、衣装、セットなど多種多様な「者／物」からの作用によって自身^のの行為を演技として遂行する舞台上の役者に準えている。
- (6) 日本語での表記も「アクターネットワーク」とすべきだが、その場合ハイフンと長音記号が連続して判読性に欠くため、本稿ではハイフンを省略している。
- (7) 伊藤嘉高も「アクターネットワークは、アクターをつなぐネットワークなのではなく、アクターがネットワークなのである」と述べている (Latour 2005=2019: 524, 訳者あとがき、傍点引用者)。
- (8) ラトゥールが「テレストリアル」(Terrestrial)

の語で、「地球／惑星」を人間と同等のアクターに認定していることは、まさにこうした理解の妥当性を示している (Latour 2018=2019)。また〈アクター＝世界〉という関係性を見出すところに、人間存在をネットワークやコミュニケーションのノードに位置づける他の諸説とは異なるANTの独自性が存している。

- (9) ハーマンは、自身が「エジプトで教えている学者」から「アイオワの大工」に転職する場合の例からも同様の指摘をしている (Harman 2009: 130)。
- (10) ANTに関する議論において「プラズマ」に論及しているものとして近年では中倉 (2023) などが挙げられるが、それを主眼的に取り上げている論考が多いとは言えない。しかし、われわれはプラズマをANTの最重要概念に位置づけたい。後述するように、そこにはアクターネットワークの運動を展開させる動因を見出せるからである。
- (11) たとえば文化人類学者の原田龍平は、プラズマに潜む「何か」を「人間にとって無関心で無意味な、特に何とも関係づけられない、そのような非人間的なもの」と指摘し、その理解に基づいて「怪奇的で不思議なもの」(なかでも「妖怪」)を捉えている (原田 2023: 87)。
- (12) したがって「パストゥール以前に乳酸発酵素は存在しなかった」という主旨の言明をラトゥールがする際、それは字面通りの意味ではない。むしろ「パストゥール以前には乳酸発酵素としての実在を有するアクターは存在しなかった」と解釈しなければならない。つまり、のちに乳酸発酵素として実在を与えられることとなる「何か」は、ルイ・パストゥールという人物がこの世に生を享ける以前からすでに存在していたの

である。だが、パストゥールの登場までその「何か」がどのようなエージェンシーの契機を発生させているのか、またその行為／作用がいかに翻訳＝転換され、新たな行為／作用を創発しているのかが観察・記述されていなかったため、アクターとしての実在を「事実」として認定されていなかったに過ぎない。しかしその後、パストゥールによって「乳酸発酵素が存在する」という事実が——彼をはじめとする諸アクターの連関が形成された結果——構築されることで、「乳酸発酵素」という名称を持つアクターとして形象化され、その実在が認定されるようになったわけだ。それゆえ、乳酸発酵素と呼ばれる「アクター」はたしかにパストゥール以前には存在してはいないが、「アクタン」としてはかねてより存在していた、と考えるのがラトゥール解釈として正当であろう。

- (13) すでに「アクタン」という語があるにもかかわらず別名称をそこに持ち出すのは、「あくまで行為を引き起こすものが、さまざまなモノに広がることを示し、形象の違いにまどわされることのないように、アクタンの語を採用しているにすぎない」(Latour 2005=2019: 505-6, 訳注40)と指摘されているように、多くの場合ラトゥールがアクターとアクタンを厳密に区別して用いているわけではないためである。
- (14) ちなみに、ハーマンはラトゥールが「プラズマ」概念を提示していることをPeter Endélyiなる人物から教えられたとした上で、それが示しているのは、単なる非社会的領域としての「プラズマそれ自体」(Plasma-in-itself)であり、非関係的で固有の差異を有した存在体ではない、と不満を述べている (Harman 2009: 132-4)。しかし、プラズマがそうした存在体を指示

するものではないにせよ、まったくの虚無を意味するものでもないことは、すでに述べた通りである。またハーマンが謂う「固有の差異」に関しては、後論を参照されたい。

- (15) この点についてわれわれは、九鬼周造が謂う「原始偶然」(Urzufall)との類似を看て取れると考えるが、詳細な検討は他日を俟ちたい。
- (16) 「不確定性」の語は、ラトゥールがANTの方法論的アプローチを説明する際に提示した「五つの不確定性」——とくに行為の未決定性を示した「第二の不確定性」——を踏まえたものである (Latour 2005=2019)。

参考文献

- 足立明 (2001) 「開発の人類学——アクター・ネットワーク論の可能性」, 『社会人類学年報』 27, pp.1-33.
- Akrich, M. & Latour, B. (1992) A Summary of a Convenient Vocabulary for the Semiotics of Human and Nonhuman Assemblies, Bijker, W.E. & Law, J. eds., *Shaping Technology/ Building Society: Studies in Sociotechnical Change*, MIT Press, pp.259-64.
- 原田龍平 (2023) 『〈怪奇的で不思議なもの〉の人類学——妖怪研究の存在論的回転』 青土社.
- Haraway, D. (1985) Manifesto for Cyborgs: Technology, and Socialist Feminism in the 1980s, *Socialist Review*, (89), pp.65-108. = 小谷真理訳 (2001) 「サイボーグ宣言——1980年代の科学とテクノロジー, そして社会主義フェミニズム」 異孝之編『サイボーグ・フェミニズム [増補版]』 水声社.
- (1991) *Simians, Cyborgs and Women: The Reinvent of Nature*, Routledge. = 高橋さきの訳 (2000) 『猿と女とサイボーグ——自然の再発明』 青土社.
- Harman, G. (2009) *Prince of Network: Bruno*

- Latour and Metaphysics*, re. press.
- (2011) *The Quadruple Object*, Zero Books. =岡嶋隆佑監訳 (2017)『四方対象——オブジェクト指向存在論入門』人文書院.
- (2016) *Immaterialism: Objects and Social Theory*, Polity Press. =上野俊哉訳 (2019)『非唯物論——オブジェクトと社会理論』河出書房新社.
- 久保明教 (2019)『ブルーノ・ラトゥールの取説——アクターネットワーク論から存在様態探求へ』月曜社.
- 九鬼周造 (2012)『偶然性の問題』岩波書店.
- (2016)『人間と実存』岩波書店.
- Latour, B. (1987) *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society*, Harvard University Press. =川崎勝・高田紀代志訳 (1999)『科学が作られているとき——人類学的考察』産業図書.
- (1993) *We Have Never Been Modern*, Harvard University Press. =川村久美子訳 (2008)『虚構の「近代」——科学人類学は警告する』新評論.
- (1999) *Pandora's Hope: Essays on the Reality of Science Studies*, Harvard University Press. =川崎勝・平川秀幸訳 (2007)『科学論の实在——パンドラの希望』産業図書.
- (2002) Gabriel Tarde and the End of the Social, Joyce, P. ed., *The Social in Question: New Bearings in History and the Social Sciences*, Routledge, pp.117-32. =村澤真保呂訳 (2011)「〈社会的なもの〉の終焉——アクターネットワーク理論とガブリエル・タルド」,『VOL』5, pp.228-49.
- (2005) *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-Network-Theory*, Oxford University Press. =伊藤嘉高訳 (2019)『社会的なものを組み直す——アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局.
- (2018) *Down to Earth: Politics in the New Climatic Regime*, Polity Press. =川村久美子訳 (2019)『地球に降り立つ——新気候体制を生き抜くための政治』新評論.
- 中倉智徳 (2023)「タルドのモナド, ラトゥールのプラズマ——アクター・ネットワークの外部に残るもの」,『現代思想』51(3), pp.160-71.
- Zuboff, S. (2019) *The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power*, Public Affairs. =野中香方子訳 (2021)『監視資本主義——人類の未来を賭けた闘い』東洋経済新報社.

原著論文

政府広報のデジタル化の研究：2010年代の国内向け情報発信事業における政府広報費の分析

Digitalization in Government Public Relations: An Analysis of Japan's PR Expenditures for Domestic Information Dissemination in the 2010s

キーワード：

内閣府政府広報室、インターネットメディア、行政事業レビューシート、執行額、事業諸費

keyword：

Public Relations of the Cabinet Office of Japan, Internet media, Administrative Project Review Sheets, Budget execution, *Jigyo Shohi* (“Non-mass-media” expenditure)

桜美林大学 西 川 順 子

J. F. Oberlin University Junko NISHIKAWA

要 約

本論文は、情報化が進む2010年代に、内閣府大臣官房政府広報室による政府広報のうち国内向け情報発信事業が社会のメディア環境の変化にどの程度対応したのかを、政府広報費に関する二段階の分析から明らかにすることを目的とする。政府広報の中心は一貫して従来型の出版・放送メディアを通じた活動であった。しかし、インターネットの普及によって社会のメディア環境が変化する中で、インターネットメディアの活用が拡大するという構造的変化としてのデジタル化が政府広報において進んだ可能性が想定される。そこで、政府が公開する行政事業レビューシートやマスコミ業界紙の報道を用いて、2010年代の政府広報費の配分を事業単位と媒体単位で分析する。その結果、2010年代にマスメディア関連事業が縮小し事業構造上は広報のデジタル化が進んで情報化に対応したように見える一方、媒体別ではインターネットメディアへの費用増加が限定的であることがわかった。つまり、費用配分の点から見ると、政府広報の国内向け情報発信事業は、インターネットの普及というメディア環境の変化に対し、限定的で形式的な対応に留まり構造的転換には至らなかったと結論づけられる。本研究は、政府広報の

原稿受付：2024年11月23日

掲載決定：2026年4月20日

(ただし学会誌編集委員会が適切な管理を欠いたことによる約2.5カ月の査読プロセスの停滞を含む)

デジタル化を事業単位と媒体単位の両面から費用配分に着目して実証的に検証したおそらく初の試みであり、政府とメディアの関係や、国民と政府のコミュニケーションのありように関する議論に寄与する。

Abstract

This paper examines the extent to which Japan's government public relations(PR) expenditure changed in relation to the evolving media environment in the 2010s, a period of rapid informationization and widespread diffusion of the internet. It focuses on domestic information dissemination projects by the Public Relations Office of the Cabinet Office and analyzes government PR expenditures using a two-stage framework. Historically, Japan's government PR relied on traditional print and broadcast outlets. As the media environment transformed with the expansion of internet-based media, it is assumed that government PR underwent digitalization, a structural shift toward greater use of internet media. This study empirically assesses this assumption by analyzing government PR expenditures in the 2010s using Administrative Project Review Sheets published by the government and media industry press reports. Expenditures are examined at the project and media levels, enabling a sharper assessment of actual allocation patterns. The findings reveal a notable discrepancy. While mass media-related projects declined during the 2010s, creating the appearance of digitalization at the project-structure level, media-level analysis shows expenditure on internet media increased only to a limited extent. In other words, although government PR appeared to digitalize structurally, spending patterns indicate no decisive shift toward internet-based media. Thus, from the perspective of expenditure allocation, the findings suggest that Japan's government PR expenditure for domestic communication in the 2010s reflected only limited substantive adaptation to the evolving media environment, failing short of a structural transformation. This study is presumably the first to empirically examine government PR digitalization by jointly analyzing project structures and media-specific expenditures, enriching broader discussions on government-media relations and citizen engagement in public communication.

1 はじめに

本研究では、内閣官房内閣広報室（以下、内閣広報室）の総合調整の下で内閣府大臣官房政府広報室（以下、内閣府政府広報室）が実施する、政府予算による事業としての政府広報を取り上げる。政府として省庁横断的に実施するもので、各府省が個別に行う広報とは区別される。政府広報は、各種メディアを通じた情報発信活動である広報と世論調査などの広聴の複数事業から成り、予算の大部分が戦後から国内向け広報活動にあてられていた。メディアとは媒体を意味し、広報においてメディアは情報の送り手と受け手を媒介する存在である（辻・南田・土橋, 2018; 関谷・菌部・北見・伊吹, 2022）。例として、マスメディア（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌）や、通信インフラとしてのインターネットを基盤とするインターネットメディア（ニュースサイト・ソーシャルメディアなど）が挙げられる。これらを活用した政府広報の広告や出版物には「政府広報」のロゴマークが表示される（内閣府大臣官房政府広報室, 2025）。

本研究の中核となるリサーチ・クエスションは、「情報化が進む2010年代に、政府広報の国内向け情報発信事業はインターネットの普及というメディア環境の変化にどの程度対応していたのか」である。情報化とは、「情報通信技術の発達と普及を基盤として、情報の生産過程・流通過程・消費過程における情報の大量化・通信化・高度化が進み、社会の諸領域において情報の比重が高まること」であり、情報通信技術（ICT）の発展によって促される社会変化を表す概念である（大石, 2013）。国内ICT分野を所轄する総務省が統計法に基づいて実施する全国統計調査によれば、平成22（2010）年から令和元（2019）年にインターネットの個人利用率が78.2%から89.8%に上昇し、その広範な普及が確認される（総務省, 2025）。また、スマートフォンの世帯保有率は同

期間に9.7%から83.4%に増大し、平成29（2017）年以降は固定電話の世帯保有率を上回っている（総務省, 2020）。さらに、メディア論の専門書等で参照されるメディア利用動向の定点調査によれば、2010年代にはマスメディアの接触時間が低下した一方、パソコン・タブレット端末・携帯/スマートフォンの接触時間が増加し、人々の媒体接触の傾向が大きく変化した（博報堂DYメディアパートナーズ メディア環境研究所, 2019）。これらは、2010年代のメディア環境の大きな変化を示すものであり、本研究の問いが前提とする社会的背景である。

本研究では、情報化に伴うメディア環境の変化への政府広報の対応を、政府広報のデジタル化として捉える。ここでいう広報のデジタル化（digitalization）とは、広報活動においてインターネットメディアの活用比重が高まることによる構造的変化を指す⁽¹⁾。この変化は、マスメディアからインターネットメディアへの予算配分の移行、ソーシャルメディアを通じた対象者との直接的コミュニケーションの導入など、広報の体制や手段の変化を伴う⁽²⁾。本研究では、このデジタル化を、メディアを通じた情報発信を行う政府広報事業における事業単位および媒体単位の費用配分の変化として操作的に定義する。この定義に基づき、政府広報の国内向け情報発信の4事業を対象に、費用配分に着目し、まず事業単位の変化を確認し、次に媒体単位の変化を検討する二段階の分析を実施し、政府広報のデジタル化を実証的に示す。政府広報における媒体の利用は費用支出を伴い、費用配分は政策的意思決定の結果である。従って、この配分は広報活動においてどの領域や媒体が重視されたかを示す指標となる。

2 先行研究と本研究の枠組み

2.1 政府広報の実施

内閣府は、内閣府設置法第4条を根拠として政

府の重要な施策に関する広報（第3項38）と世論調査（同項39）を行う。内閣本府組織令第18条では、これらの広報・広聴活動を内閣府政府広報室の所掌事務と定める。その前身は内閣総理大臣官房広報室（以下、総理府広報室）である。活動の中心は、定期刊行物の発行と国内マスメディアの放送時間や紙（誌）面の購入を通じた情報発信であり、長い間「その内容、形態、流通、受容の様態」に大きな変化は起きていないとされる（上野，2003：122p）。様態は変わらずとも、予算額は大きく増大した。政府広報費は田中角栄政権下の昭和48（1973）年から年々大きく増額され、1980年代には100億円を超えて大手企業の広告費に並ぶまでとなる。田中政権の政府広報への関心の高さは、広報機能の強化を目的に内閣官房に内閣広報室を新設したことにも表れている。平成13（2001）年1月の中央省庁の再編により政府広報・広聴活動が内閣府政府広報室に引き継がれて以降、内閣広報室は「内閣の重要施策の広報戦略と広報展開計画の立案」、内閣府政府広報室は「それらを受けた具体的な広報展開実施」という役割のもと両者の連携体制が敷かれる（近藤，2001）。

2.2 政府とマスメディア

政府広報費の多くがマスメディアを通じた活動に充てられることから、政府とマスメディアの関係から政府広報を考察することは重要である。戦前の言論統制の負の記憶が影響し新聞は政府を広告主とすることに抑制的だったが、1960年代、テレビの急速な普及に伴い、新聞を活用した政府広報が拡大する（総理府史編纂委員会，2000）。原因として、広告媒体としてのテレビの台頭に危機感を持った新聞側が政府へ広告掲載を働きかけたことや、米国の新聞でのベトナム戦争関連の意見広告掲載を機に国内新聞の意見広告に対する否定的な姿勢が緩和されて政府見解を掲載する余地が生まれたことなどが挙げられる（木原，

2015；木原，2016）。政府広報の内容が告知・情報提供型から政権が推進する政策の理解促進へ転換した時期でもあり、新聞社などメディア企業と政府の利害が一致して政府広告が拡大するに至った（木原，2015；木原，2016）。両者の協調関係に対し、マスメディアを介した政府広報の強化が「マスメディア全体の与党化」を促し、政府や公権力への批判を封じる可能性がすでに1960年代に論じられている（生田 1969；木原，2015）。広報に対する行政機関の裁量権が大きく外部コントロールがされないことから、本来行政機関を監視する立場にあるマスメディアが政府を一大広告主とすることで政治的に利用されうる危険性が指摘される（木原，2015）。

一方、行政において重視されたのは広報の効果や効率性だと言えるだろう。平成21（2009）年の政権交代までに、請負事業での随意契約から一般競争への契約形式の変更、紙媒体や政府予算の縮小傾向が続いたことから、政府広報の効率化はある程度達成されていた（川上，2011）。しかし、民主党政権が国家予算の使途を見直す取り組みとして国家事業449件を対象に行った事業仕分け第一弾で、政府広報事業予算が受けた影響は非常に大きい。広報の内容・手法・予算の抜本的な見直しが求められ、中でも視聴率の低いテレビ・ラジオ番組と認知度の低い広報誌の効果に疑問が呈された（内閣府行政刷新会議事務局，2009）。マルチメディアを活用したより戦略的な広報活動の期待も述べられ、結果的に平成22（2010）年度の政府広報当初予算は前年度比45％減となる。篠田は、事業仕分けによる予算の見直しのポイントがマスメディアを通じた広報の縮小とインターネット利用の活性化であったとし、業績悪化により広告宣伝活動の見直しを図る企業との類似性を指摘する（篠田，2010）。しかしそのようなメディアのシフトが政府広報事業において生じたかは定かでない。

2.3 電子政府と政府情報の電子化

政府による広報活動の情報化への対応は、電子政府化の流れにも位置付けられる。政府の情報提供の手段や内容のデジタル化は、電子政府という大事業において必要不可欠な側面だといえる。インターネットの普及状況やオンライン情報の消費度合いは国や地域によって異なり、当然のことながら政府の情報化への対応も同様であるが、先駆的に電子政府化に取り組んだ国として知られるのはコンピュータやインターネットが早くから発達した米国である。1993年に発足したビル・クリントン政権は、米国社会のあらゆる面での情報基盤の整備を推進する情報スーパーハイウェイ構想を提唱した。米国民や企業を対象に「インターネットによる政府情報へのアクセス提供」をもめざし、米国の電子政府の取り組みの出発点とされる（総務省、2001）。ジョージ・W・ブッシュ政権下では電子政府法の成立（2002年）などの法整備が進み、2009年に後を継いだバラク・オバマ政権は、透明性・国民参加・協業という原則に基づいた開かれた政府をめざす取り組みであるオープン・ガバメント・イニシアティブを推進する。この政策のもとで、政府のソーシャルメディア活用が進むが、これは一般の人々のメディア接触が変化したことに対応した市場主導型のアプローチであった（Mergel 2013）。米国の電子政府は、デジタル技術の導入による政府の効率化や行政サービスの効果的な提供という機能の向上を重視するのみでなく、国民により開かれた政府づくりを見据えており、その背景には情報化への対応により民主主義の強化を図ろうとする姿勢が見える。

日本の電子政府化は、平成13（2001）年1月に森喜朗政権で閣議決定された「e-Japan戦略」に始まる。「e-Japan戦略」の原案である「IT基本戦略」は米国など先進国のIT革命の潮流への日本の立ち遅れに対する危機感に根ざしたものだ（森田、2014）。その後、ITインフラ整備、IT利活用、電子政府の実現、さらには社会全体のデ

ジタル化に向けて取り組んでいるものの、十分な成果が出ているとは言えない（森田、2014；河2021）。河は、日本の電子政府の取り組みは情報のインフラ整備を強調するもので、技術決定論にもとづいて進められてきたと指摘する（河、2021）。しかし、行政の効率化が達成されない要因はインフラの未整備よりも情報利用に関する権限が中央に集権化されないまま電子政府の取り組みが進むことにあり、行政情報の電子化も省庁別、組織別、政策別に進められた（河、2021）。要するに、日本の電子政府の進捗は必ずしも個別省庁の行政機能の情報化への対応の度合いに反映されるものではない。従って、内閣府政府広報室による政府広報のデジタル化は、低速で進む政府全体の電子政府の流れと制度的に連動するものではないと考えられる。

2.4 本研究の位置付け

先行研究では、政府広報の実践と媒体の活用、政府の電子化の意義や流れが論じられてきたが、政府広報の現代的課題である情報化の問題は十分に検討されてこなかった。メディア環境の変化に政府広報が対応したのであれば、従来型メディアへの依存が相対的に低下しインターネットを活用した活動への費用配分の拡大が想定される。そこで本研究は、政府広報費の変化を政府広報のデジタル化の進展を示す指標とし、その事業別・媒体別執行の変化の分析により、そのような想定が実際の政府広報費の執行に照らして妥当であるかを実証的に検討する。なお、本稿でいう構造的変化としてのデジタル化（digitalization）は、印刷物をPDF化するといった個々の広報物のアナログからデジタルへの形式変換としてのデジタル化（digitization）と区別される。本研究は、両者の間に単純な因果関係を仮定するものではない。本稿では、広報の中心的手段であった従来型メディアが相対化されるメディア環境の下で、媒体利用の変化を費用配分の観点から分析すること

で、政府広報の構造的変化としてのデジタル化に関する知見を提示する。

3 研究手法

3.1 分析の対象

3.1.1 政府広報事業

本研究は、内閣府政府広報室が担当する国内向け情報発信事業のうち、「出版諸費」・「放送諸費」・「事業諸費」・「戦略的広報経費（国内）」の計4事業を対象とする。内閣府政府広報室の広報活動は、平成25（2013）年度に「国際広報の強化」が加わるまで、「重要施策の広報」と「世論の調査」の2施策に依っていた。本研究の対象である情報発信のための予算事業は「重要施策の広報」に含まれる。平成28年版以降の行政事業レビューシートでは「政府全体の立場からテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等媒体をその特性を踏まえて活用した広報活動により、国民に対して政府の重要施策の内容、背景、必要性を伝え、それらの施策に対する理解と協力を得ることを目的として実施している。」と説明する。それ以前のシートでは、「重要施策に関する広報を、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を政府の広報共同利用媒体として確保し、効率的・機動的・重点的に実施するものである」としていた。

「出版諸費」は、印刷メディアを使用する広報事業である。事業仕分け前には、新聞・雑誌などマスメディア広告の制作と出稿、政府広報誌『Cabinet』の制作と発行、視聴障害者向け音声広報CDと点字冊子の制作・配布を行っていた。（平成22年版「出版諸費」行政事業レビューシート）。「放送諸費」は、テレビ・ラジオ番組とスポット広告（放送局が指定した時間に放送される広告）の事業である（平成22年版「放送諸費」行政事業レビューシート）。「事業諸費」とは、事業仕分けの時点では「（政府広報を）インターネット等により実施するための経費」であり、平成

21（2009）年度にはインターネットを活用した広報活動を中心に扱う予算事業として、インターネット広告、モバイル広告、交通広告を実施している（平成22年版「事業諸費」行政事業レビューシート）。「戦略的広報経費（国内）」は平成25（2013）年度に開始された、キャンペーンテーマごとに媒体横断的にクロスメディアで展開する広報のための事業である。「出版諸費」、「放送諸費」、「事業諸費」が一般会計予算に組み込まれているところ、唯一毎年度補正予算に組み込まれている。なお同年度には「戦略的広報経費（国際）」という国際広報のための補正予算の新規事業も開始されている。

内閣府政府広報室によるその他の活動は、本研究の対象外である。「世論の調査」は同室の活動の柱の1つであるが、「世論調査諸費」を含む広聴活動費が政府広報予算に占める割合は数%と極めて小さい。加えて、一般的に報道対応は広報業務の一部であるが、同室の活動には含まれないため本稿では取り扱わない。そのほか2010年代に実施された事業に、政府広報ウェブサイトの運営とシステム運用管理のための「政府広報ホームページ事業諸費」があるが、予算規模および金額の変動が小さいためやはり分析の対象外とする。

国際広報活動も本論文の射程外とする。内閣府政府広報室の中心的活動は総理府時代より一貫して国内広報であり、事業仕分け直後に見られる政府広報費の急激な変化が国内広報に係ることも鑑みて、本論文では国内広報事業に焦点を当てる。事業仕分けが実施された平成21（2009）年度、国際広報事業は「対外広報諸費」1件のみで、同事業の当初予算2億5,600万円は当時の政府広報費総額90億5,100万円の2.8%を占めるのみだった。国内広報が政府広報の仕組みを形成してきた。

3.1.2 政府広報媒体

政府は国民への情報伝達のために各種の広報媒体を活用している。総理府広報室では、出版、放

送、と媒体別に担当が分かれていた（内閣官房内閣広報官室、1994）。政府広報事業は出版、放送、それ以外のメディアなど、媒体種別ごとに管理されていたため、事業単位の分析によって媒体利用の主な動向を明示できた。一方で、インターネットメディアに特化した事業は存在せず、2010年代には事業横断的に媒体が活用されていた。よって、インターネットメディアの利用動向を明らかにするためには、各事業を構成する媒体別の費用の分析が必要となる。そのため本研究では、事業別のみならず媒体別の分析も行う。本研究がマスメディアとインターネットメディアを対比させている理由は、従来の政府広報の主要な媒体がマスメディアであった一方、社会的なデジタル化の主たる推進力がインターネットの普及であり、インターネットメディアを主要な観察対象とすることが妥当であると考えられるためである。

3.2 分析手法

3.2.1 行政事業レビューシートの二段階の分析

本研究では、行政事業レビューシートを活用して政府広報費に関する二段階の分析を行う。行政事業レビューとは、各府省が担当事業の内容や効果を自己点検しその結果を概算要求や執行などに反映させる取組である。点検内容は毎年度、行政事業レビューシートに記録される。「1事業1シート」の原則に基づいて統一された様式に則って事業ごとに担当部局が作成し公表される公的文書である⁽³⁾。各事業を構成する業務予算の具体的使途や執行額が記載され、どの活動にどのように費用が配分されたかを確認できる。行政事業レビューシートを用いた経年の分析により、政府広報費の配分におけるインターネットメディアが占める比重の変化を明らかにできる。

本研究では、内閣府政府広報室による情報発信4事業のレビューシートを分析する。事業仕分けの翌年度に初めて作成された平成22年版から、令和元（2019）年度の活動を記録する令和2年

版までのレビューシートを対象とする。まず対象事業の事業別執行額と事業構成の変化を確認し、次に各事業を構成する広報活動の媒体別執行額とその構成比の変化を分析する。これにより、マスメディアや広報誌などの従来型メディアとの比較を通じてインターネットメディアの比重の変化を検討し、政府広報のデジタル化を明らかにする。

行政事業レビューシートは毎年度の活動記録ではあるが、一部データは過年度分も記載されている。各事業の予算額と予算執行額は平成22年版に記載されている平成19（2007）年度分からの計13年度分を扱う。平成22（2010）年度の活動を記録する平成23年版以降は記載項目が追加されており、その後10年間の「活動指標」、「資金の流れ」、「費目・使途」などの記載項目から具体的活動や内訳に係る情報を抽出し分析する。令和3年版以降の行政事業レビューシートは本稿では扱わない。令和2（2020）年度・令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染拡大により例外的に予備費などが大幅に追加され政府広報費が著しく増大しており、連続性が途絶えるためである。令和2（2020）年度以降については別途の検討を要するものとして本稿では対象外とした。

3.2.2 その他の文書の内容分析

本研究では、平成28（2016）年度内閣官房・内閣府本府等行政事業レビューの公開プロセス（平成28年度公開プロセス）など、行政事業レビューに関連する事象の行政文書も分析対象とする。また、行政事業レビュー開始前の時期に係るデータ抽出などのため、総理府広報室が平成2（1990）年に発行した『政府広報30年の歩み』と日本新聞協会の機関紙である新聞協会報の記事内容も分析する。新聞協会報は新聞・通信・放送界の業界紙として、毎年度、政府の予算概算要求、予算案提出、予算成立の時点などに政府広報予算額やその配分に関する情報を報じている。

3.2.3 予算執行額の採用

政策に係る費用の分析には、一般的に当初予算額を採用する。しかし、行政事業レビューシートは執行額ベースの詳細な分析が可能である点が特徴的であり、本研究の分析には予算額に加えて執行額も分析の対象とする。行政事業レビューシートでは「出版諸費」、「放送諸費」といった事業ごとに予算額と予算執行額が記載されている。各事業を構成する業務や業務内訳、例えば広告料や制作費なども執行額ベースで記されている。媒体利用を費用面から分析するにあたり、個別具体的な活動の執行額を扱うことは妥当である。また、政府広報事業には補正予算で毎年度実施される予算事業があり、当初予算を追うだけでは予算執行の全容がわからない。当初予算額に加えて執行額も調査対象とすることで、広報事業の実態を明らかにすることができる。

4 分析の結果

4.1 政府広報予算の推移

4.1.1 政府広報予算総額の長期的推移

まず、昭和35（1960）年度の総理府広報室開設以降の政府広報の予算額の長期的な推移を明らかにした。政府広報事業の費用の推移を一覧できる資料が見当たらないためだ。総理府広報室が発足した当初の予算額は2億円だったが右肩上がりに増加し、昭和56（1981）・57（1982）年度にピークの134億700万円を記録する。2000年代初頭まで20年間は110億円から120億円台の高い水準で推移し、大きな変動は見られないが、今世紀に入って広報予算は徐々に縮小する。事業仕分け第一弾の評価を踏まえた平成22（2010）年度の政府広報予算は、前年度予算額90億5800万円から49億8400万円に縮減された。その後数年間、平成25（2013）年度までは40億円台前半の低水準に抑えられていたが段階的に増加する。平成25（2013）年度以降は当初予算のみでなく毎年度補正予算が

加わり、平成26（2014）年度には予算総額が80億円に達し、翌年度以降、100億円以上の高い水準まで回復する。

4.1.2 「出版諸費」と「放送諸費」予算の比較

複数ある政府広報事業のうち、予算規模の大きな事業は、長年、国内の新聞・雑誌・定期刊行物等の出版物に係る「出版諸費」とテレビ・ラジオに係る「放送諸費」だった。昭和43（1968）年度までと、1970年代後半以外は「出版諸費」が「放送諸費」を上回り、新聞、雑誌、広報誌が政府広報の主力メディアだった。

事業仕分けでは平成22（2010）年度の当初予算総額が前年度比45%減となったが、内閣府政府広報室の事業予算が一律に削減されたわけではない。45%以上削減されたのは当時実施されていた8事業のうち「出版諸費」（45.3%減）と「放送諸費」（62%減）のみであった。元来突出して予算規模が大きかった2事業が、削減額、削減率の双方で大幅に縮減されたわけだ。それにも関わらず、事業別予算額ではこれら2事業が上位2位を維持した。政府広報の予算の大幅縮減とはいえ、マスメディアが従来通り主要メディアであり続けたことは、木原が指摘する通りである（木原、2015）。なお、これらの予算事業は従来型メディアを対象とするもので、「出版諸費」と「放送諸費」の使途として、それぞれ、「新聞（突出し）広告の掲載」・「新聞（夕刊フジ）記事下広告」・「視聴覚障害者向け資料の封入」など、あるいは「テレビスポット広告の制作・放送」・「ラジオ定時番組の制作・放送」などが挙げられ、新聞の電子版へのオンライン広告の掲出などインターネットメディアに関わる項目は確認できない。

4.2 平成22（2010）以降の事業別執行額の推移

4.2.1 「出版諸費」の縮小

事業仕分けを受け、政府広報誌『Cabiネット』廃止と新聞・雑誌広告などの削減が図られる。そ

の結果、「出版諸費」の平成22（2010）年度予算は26億200万円と大きく減額する（平成22年版「出版諸費」行政事業レビューシート）。例外的に平成26（2014）年度に予算額が微増し同年度の執行額も10億円の増加が見られたが、「出版諸費」は基本的に減少傾向を示す（図1）。「出版諸費」で金额的に最も大きな活動は新聞広告だった。2010年代前半まで、折り込み広告（新聞に折り込まれる広告）、記事下広告（新聞の記事下部の広告）、突き出し広告（記事下広告枠から記事枠に突き出ている広告）の3種の新聞広告を打っていた。折り込み広告は平成27（2015）年度以降、記事下広告と雑誌広告は平成29（2018）年度以降、「出版諸費」では活動が実施されていない。突き出し広告は、平成29（2017）年度の新新聞広告の大幅な執行額減少を経てなお存続する。「出版諸費」のうち最も費用が少ない活動は視覚障害者向

け資料であり、その執行額は毎年度約3000万円で推移した。

平成29（2017）年度以降の記事下広告と雑誌広告の執行停止、そして「出版諸費」の主要メディアであった突き出し広告の執行額の大幅な減少には、平成28年度公開プロセスが作用していると考えられる。公開プロセスでは、情報手段の多様化を背景に紙媒体による広報の効果検証の必要性が指摘され「事業全体の抜本的な改善」の評価が下される（内閣府，n.d.）。内閣府政府広報室は、各広報手段の位置付けの再検討という要請を受け、新聞・雑誌広告の単体での運用に対し「機動的展開のために、より効果的なクロスメディアでの活用によることとして予算額を削減」する（平成30年度「出版諸費」行政事業レビューシート）。「出版諸費」は平成27（2015）年度執行額ベースで未だ国内広報事業総額の約半分を占めていたが、翌年度は3分の1となる。さらに平成29（2017）年度の「出版諸費」の予算額・執行額はそれぞれ前年度の約3分の1に下がり、国内広報事業の総執行額のうち「出版諸費」の割合は12%に下がる。

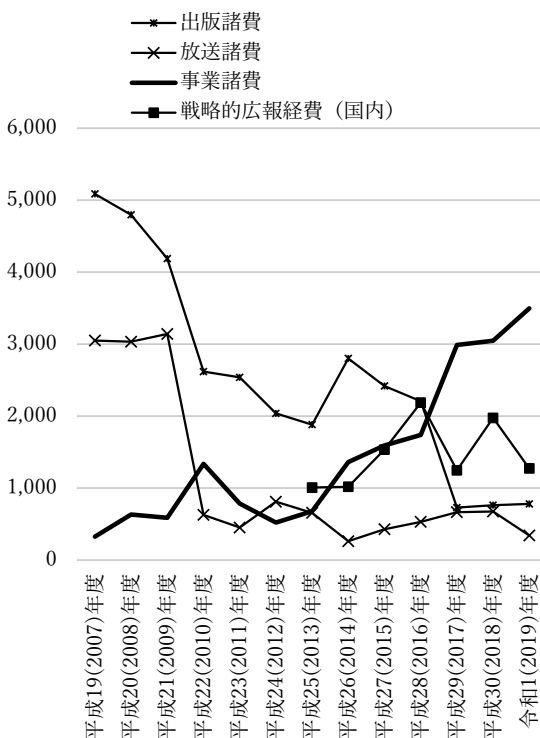


図1 政府広報室による情報発信4事業の執行額の推移

（行政事業レビューシートを元に筆者作成。単位：百万円）

4.2.2 「放送諸費」の縮小

テレビとラジオによる広報活動に係る「放送諸費」の予算額・執行額は「出版諸費」と同様、事業仕分けを機に大幅に下がった後に低水準で推移した（図1）。事業仕分け前の平成21（2009）年度「放送諸費」の当初予算は約30億円であり、執行額約31億円の93%をテレビの経費（テレビ定時・特別番組およびテレビスポット）が占めている（平成22年版「放送諸費」行政事業レビューシート）。テレビについて事業仕分けでは、番組よりもスポット広告の方が有効なのではないかと指摘される（内閣府行政刷新会議事務局，2009）。それを踏まえ、平成22（2010）年度予算ではテレビスポット広告の充実、テレビ定時・特別番組の廃止、ラジオ番組の削減などを行うと

し「放送諸費」の予算は前年度比で約18億3900万円削減された（平成22年版「放送諸費」行政事業レビューシート）。執行額は6億2700万円であり、予算の執行率56%に留まった（平成23年版「放送諸費」行政事業レビューシート）。全廃の予定だったテレビ番組は、行政事業レビューシート上で執行状況を見る限り、大幅に縮小されたものの全廃されず、その後地上波からBS放送にシフトをしながら存続する。一方でテレビスポット広告は、2億円台から5億円台の間で執行額の増減を繰り返しながら、縮小した「放送諸費」の主要な活動となる。

平成28（2016）年度の公開プロセスで「出版諸費」に抜本的改善という評価が下される。これが「放送諸費」には拡充の根拠となった。「出版諸費に係る公開プロセス結果等も踏まえて、各広報媒体の位置づけ等について再検討を行い、出版諸費を大幅に減額する一方、高齢者を始めとする国民全般に高いリーチ力があり、他のメディアと比べ接触率が高いテレビ媒体による広報の拡充を行う。」こととなった（平成28年度「放送諸費」行政事業レビューシート）。結果的には、平成29（2017）年度「放送諸費」の予算額は5億1700万円と、前年度から約6000万円の微増に留まった。一方、執行率は129%と高く、6億6500万円であった。

4.2.3 「事業諸費」の拡大と内容の変化

政府広報の事業予算が軒並み減額される中、インターネット利用を活動に含む「事業諸費」の平成22（2010）年度予算は前年度より6100万円増額され7億5100万円となった（平成23年版「事業諸費」行政事業レビューシート）。同年度の執行額は13億3700万円であり、178%の高い執行率を記録する（平成23年「事業諸費」行政事業レビューシート）。事業仕分けでは、インターネットのより積極的な活用や、種別の異なる媒体を複合的に活用するクロスメディアによる広報活動の

実施の検討が促されているのである（内閣府行政刷新会議事務局、2009）。その後、平成23（2011）年度から3年間の「事業諸費」の執行額は年間5億円台から7億円台を推移し、平成26（2014）年度に再び13億円台、令和元（2019）年度には35億円に達し、内閣府政府広報室が担当する国内向け諸事業の中で唯一顕著な伸びを示す（図1）。

さらに注目すべき点は「事業諸費」の内容の変化である。元来「事業諸費」は屋外広告、交通広告、ムービースポットなどマスメディア以外の様々な広報媒体を活用した事業であり、事業仕分け前の平成21（2009）年度には、新聞系7サイトへのテキスト広告の掲出、モバイル広告掲出、内閣府政府広報室が運営するウェブサイト「政府インターネットテレビ」の掲載動画コンテンツ約60本の制作のほか、テレビスポットを転用したムービースポットを全国60スクリーンで上映し、交通（中吊り）広告を1回実施している（平成22年版「事業諸費」行政事業レビューシート）。先述のように、平成22年版行政事業レビューシートの「事業の目的」欄では、政府広報のうち「事業諸費は、インターネット等により実施するための経費である。」と説明されている。一方、事業仕分け後の平成23年版から平成27年度版には「事業諸費は、クロスメディアによる広報や、インターネット等による広報の実施に要する経費である。」と記され、マスメディアを含む様々な媒体を複合的に活用する「クロスメディア」の文言が入る。平成28（2016）年度版以降は「事業の目的」や「事業概要」などで、文言を多少変化させながらも、インターネットメディアの活用やクロスメディアでの展開にかかる事業であることを強調する。すなわち、事業仕分け後に「事業諸費」がマスメディアを含むものに変容している。そして、事業仕分けを機にマスメディアに係る2事業の予算が大幅に削減された一方、マスメディアを含むようになった「事業諸費」が顕著に拡大しているのである。

4.2.4 「戦略的広報経費（国内）」の登場

「戦略的広報経費（国内）」は、事業仕分け後の平成25（2013）年度に開始された比較的新しい予算事業である。内閣府政府広報室が担当する他の国内向け事業が全て当初予算で組まれていたところ、唯一補正予算で組まれている⁽⁴⁾。予算事業の開始以降、毎年度10億円から21億円が執行されている（図1）。政府広報事業全体の当初予算総額と執行総額の差額は、行政事業レビューシートで執行額が確認できる平成19（2007）年度以降、平成24（2012）年度までは数億円である。平成23（2011）年度に2億4800万円の超過が認められる以外、どの年度も当初予算内に執行額が収まる。しかし「戦略的広報経費（国内）」などが開始された平成25（2013）年度以降、政府広報の予算執行額は毎年度当初予算額を上回り、その差額は年度により12億円から32億円と大きい。

従来の媒体別事業と異なり、媒体横断的な活動に予算が執行されていることも本事業の特徴である。「戦略的広報経費（国内）」の行政事業レビューシートにある「事業の目的」や「事業概要」の記載内容は年によって異なる。初年度の平成26年版と翌年度版では「社会保障と税の一体改革」、「防災・減災」、「地方創生」などのテーマが記載され、各年度後半の重要施策について各省庁と連携し官邸主導の下でクロスメディアの手法を用いた広報展開を図るとしている。平成28年度版から3年間は、個別具体的な施策名は登場せず「国民が直面する喫緊の課題についてキャンペーンテーマによる広報を実施しており、必要に応じて効果的なクロスメディアで展開することにより、質の高い戦略的な広報を実施している。」と記されている。キャンペーン型の事業としての位置付けは、レビューシートの「活動指標」の記載内容からも窺える。初年度の平成26年版のみ、テレビ、交通広告、インターネットなど、媒体別の項目があるものの、平成27年度版から「活動指標」は「クロスメディア広報」1件のみとなり、キャンペー

ン型の媒体横断的広報に特化した予算事業とされている。扱うテーマは年度によって異なり、同じ年度の「事業諸費」で取り上げるテーマとの重複も見られる。

4.3 平成22（2010）年度以降の利用媒体の推移

4.3.1 マスメディアとインターネットメディアの利用

これまで、事業仕分け以後の約10年間を対象に、国内向け政府広報事業のうち情報発信活動に係る4事業の推移を概観した。主にマスメディア広告に関わる広報事業である「出版諸費」と「放送諸費」の執行額の下降傾向と、インターネット広告やクロスメディア広報に係る事業である「事業諸費」と「戦略的広報経費（国内）」の拡大を確認した。これらから、事業仕分け後の政府広報においてマスメディアに係る費用が減少しインターネットメディアに係る費用が増加したという結論を導き出すことはできない。なぜなら、「事業諸費」と「戦略的広報経費（国内）」に、マスメディアに係る費用が含まれているからである。

そこで、これら4事業における媒体利用を明らかにするため、各行政事業レビューシートの項目のうち、具体的な広報媒体の種類や費用がわかる記載がされている「費目・使途」欄を分析した。対象の行政事業レビューシートの「費目・使途」欄の記載項目833件を抽出し、それらの項目の対象となる媒体を特定した。例えば、平成25年版の「事業諸費」の行政事業レビューシートによると、平成24（2012）年度にはAからOまで計15件の業務が実施されている。そのうち、業務A「インターネット広告の掲載」では、「費目：広告料」・「使途：インターネット広告の掲載」に1億8900万円が執行されている。業務K「命と人権を守る」は、「費目：広告料」・「使途：インターネット広告料」（金額：2600万円）と、「費目：制作費」・「使途：人件費、編集費、出演料等」（金額：1100万円）から構成されていることがわかる。

このようなデータ833件について、具体的にはまず、「費目」に1) 情報伝達に直接関わる用語を使用しているもの(「放送料」「放送費」「電波料」「掲出料」「上映料」「媒体費」「掲載費」「折込費」)、2) 「広告」を含むもの(「広告費」「広告料」) 3) 「制作(製作)」を含むもの(「制作費」「活字冊子制作費」「CD制作費」「原稿制作費」など)の合計547件を抽出した。次に、これらを「使途」欄の記載内容にしたがい、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアの費用として特定できるものを「マスメディア」に、新聞デジタル版のオンライン広告、電子書籍、アプリや動画などインターネットに依存する広報の費用を「インターネットメディア」に分類し、マスメディアとインターネットメディア双方を一括している場合は「マスメディアとインターネットメディア」と分類した⁽⁵⁾。広報誌や交通広告などその他のメディアに係るものは「マスメディア・インターネット以外のメディア」とした。クロスメディアは、行政事業レビューシート上、具体的な媒体内訳が明示されず分類が不可能な項目が存在するという制約がある。「費目：制作費」・「使途：各種広報媒体の制作」の例のように利用媒体の分類が不可能である場合は「各種メディア」と分類した。「費目」の記載がない111件については、執行額が1000万円以上の計10件のうち「使途」「業務概要」欄の記載から「制作費」「放送費」に該当すると判断できる9件を例外的に上記の547件に追加し、合計556件を媒体別に分類した。「費目」が不記載の残り102件と「調査費」や「人件費」など媒体利用に直接的に関わらない経費、計277件を「その他」とした。

この分類に従って媒体別執行額の推移を図2に表した。その結果、2010年代前半、マスメディア単体に係るものとして特定された費用(「マスメディア」)は広報費総額の80%前後を占める高水準を維持したことがわかった(図2)。平成21(2009)年11月の事業仕分けにより「出版諸費」

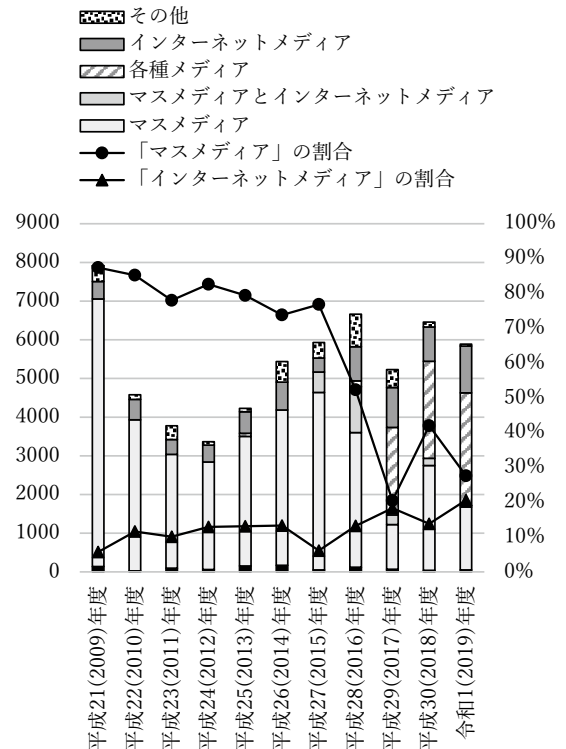


図2 国内向け政府広報事業の媒体別執行額と割合の推移

(行政事業レビューシートを元に筆者作成。インターネットメディアを便宜上ネットメディアと表記。単位：百万円)

「放送諸費」の事業費が大きく減額したが、それを担保するほどの媒体利用が「事業諸費」でされたことが推察される。

平成28(2016)年度以降、「マスメディア」の執行総額と割合は低下するものの、マスメディアに係る費用は「各種メディア」にも一定程度含まれると推定され、平成28(2016)年の公開プロセスで「出版諸費」の見直しが促された後も引き続きマスメディアに係る費用の割合が低くない。この公開プロセスの翌年度以降、「マスメディア」の執行額が全体の5割を下回るが、媒体別に細分化をしない「各種メディア」に分類される費目の執行合計額が同年度より22億円以上と大型化する。平成29(2017)年度の「各種メディア」22億6400万円のうち、5億3900万円は補正予算の「戦略的広報経費(国内)」で執行された。

4.3.2 「事業諸費」における媒体利用

前項では、情報発信に係る4事業の費用を媒体別に分類した。「出版諸費」「放送諸費」が事業単位で縮小したにも関わらず、「事業諸費」と「戦略的広報経費（国内）」の2事業でマスメディア関連経費が執行されていることから、依然としてマスメディアに係る費用が低くないことを示した。先述のように、行政事業レビューシートの「事業の目的」や「事業概要」欄では「事業諸費」がインターネットを通じた広報事業である点が強調されている。しかし、実際の活動内容を見るとインターネット以外のメディアに係る費用が大きい。

「事業諸費」に限定したマスメディア利用の分析の結果、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの各年度の「事業諸費」のうち、インターネットメディアに特化した項目の毎年度の執行額総計の平均は38.2%であった。行政事業レビューシートで特定できる範囲において「事業諸費」でのマスメディア利用に対する支出が最初に記録されているのは、事業仕分けの直後、執行率が非常に高かった平成22（2010）年度である。例えば、「事業費」の執行額の62.7%を占める8億3800万円が支出された業務H「子育て支援に係る政府広報の制作・実施」を構成する「費目・使途」は4件あるが、それぞれ、「費目：広告料」・「使途：新聞・雑誌掲載料金」3億7900万円、「費目：電波料」・「使途：テレビスポットの放送料金」3億7100万円、「費目：（不記載）」・「使途：インターネットを活用した広報」4700万円、「費目：制作費」・「使途：テレビスポット・新聞・雑誌の制作費」4000万円である。（平成23年「事業諸費」行政事業レビューシート）。つまり、クロスメディア広報の大部分はマスメディアに係る費用であり、インターネットメディアの費用は5.6%と小さい。平成22（2010）年度の「事業諸費」の執行額が予算額を大きく上回った一要因に、「出版経費」「放送諸費」で削減されたマスメディア関連費が実質的に「事業諸費」で執行された可能性が考えられる。

その傾向は、平成27（2015）年度以降の情報発信事業の予算編成でも示唆的である。平成29（2017）年度までの3年間、政府広報予算の当初予算総額は同額の83億400万円であり、「出版諸費」「放送諸費」「事業諸費」の合計執行額は、毎年、44億3900万円、44億7500万円、43億8300万円と大差がない。しかし、平成28（2016）年度から翌年度に、この3事業の合計執行額に占める「出版諸費」の割合が49.3%から16.6%に縮小されたことと引き換えに「事業諸費」が38.3%から68.2%に拡大している。報道によれば、平成29（2017）年度予算で出版諸費が圧縮され事業諸費が拡大したことについて、同年度の行政事業レビューで外部有識者が施策の組み替えによる広報効果の変化の説明を求めている（新聞協会報、2017a）。

マスコミ業界紙の新聞協会報では、業界に直接関係する「出版諸費」と「放送諸費」について例年報じているが、「事業諸費」への言及も度々されている。「事業諸費」に関する記述から、同業界がこの予算事業をどのように捉えているかを窺い知ることができる。平成20（2008）年の記事には「事業諸費には、全国紙系5サイトへのバナー広告掲載経費3億2500万円が新規に盛り込まれた。若年世代で増加する新聞無購読層対策としている。」とあり、平成22（2010）年では「政府広報ホームページやインターネット広告などの事業諸費」という記述がされている（新聞協会報、2008；新聞協会、2010）。少なくともこの時点までは、「事業諸費」は総理府時代と同様に従来型の出版・放送メディア以外の活動に係る経費であると見なされていたといえよう。しかし、平成29（2017）年には「案件に応じ新聞を含む各種媒体を活用する事業諸費」と、新聞も含めた事業であるという表現に変化している（新聞協会報、2017b）。その前後にも、平成28（2016）年に「案件ごとに支出する事業諸費」、平成30（2018）年に「案件に応じて利用媒体を決める事業諸費」と

いう記載がされている（新聞協会報，2016；新聞協会報，2018）。

なお、これまで見てきた他事業の行政事業レビューシートでは、諸活動の執行額の積算が各事業の執行総額とほぼ一致する⁽⁶⁾。しかし、「事業諸費」の行政事業レビューシートでは状況が異なる。例えば平成30年度は「活動指標」の活動の合計執行額が事業全体の執行額を上回る。「活動指標」にある「インターネット動画」2000万円、「インターネット広告」7億5600万円、「モバイル携帯端末サイト」800万円、「クロスメディア広報」25億9500万円の合計は33億7900万円であり、執行総額30億4700万円を3億3200万円上回る（平成31年度版「事業諸費」行政事業レビューシート）。また、平成23（2011）年版行政事業レビューシートの「事業概要」欄に「横断的な媒体の活用により相乗効果を図ることができるなど効果的な広報を実施するために有効な手段である。」とクロスメディアによる広報の説明があるものの「クロスメディア広報」が「活動指標」欄に追加され執行額費が明示化されるのは平成27（2015）年度版を待たなければならない。平成23（2011）年版から平成26（2014）年版までの「活動指標」欄には「インターネット動画」、「インターネット広告」、「モバイル携帯端末サイト」の3つの活動のみ記載され、それ以外の活動が明示されていない。このように「事業諸費」の行政事業レビューシートの「活動指標」は適正なデータとして採用できず、本研究では「事業諸費」の「活動指標」欄を分析の対象としていない。

5 分析結果

5.1 事業構成の変化

政府の国内向け情報発信は、総理府時代より媒体別で運用されていた。その中心的事業は「出版諸費」と「放送諸費」であったが、事業仕分け後に従来型メディアに係るこれら事業の規模縮小が

進む。一方、マスメディア以外の媒体に係る事業であった「事業諸費」は事業仕分け以降に拡大傾向に転じるとともに、マスメディアに係る経費を含む形へと事業内容を変化させた。また、政府広報予算は当初予算で組まれるところ、平成25（2013）年度には補正予算で組まれた情報発信の新事業が開始し、国内に向けては「戦略的広報経費（国内）」が実施されるようになった。さらには、媒体の活用方法が複雑化し、媒体横断的、かつ、テーマごとのキャンペーン型の広報事業へと移行した。このように、政府広報の予算事業は2010年代に量的に再拡大する中で質的に変容した。

5.2 限定的なデジタルシフト

調査対象の事業の枠組みが明らかに変化した一方、マスメディア利用の規模縮小と、インターネット利用の拡大の傾向は明示的ではない。利用媒体別の分析では、依然としてマスメディア利用に係ると特定し得る活動の執行額と割合がインターネットの利用に係るものを上回る（図2）。「出版諸費」・「放送諸費」縮小と「事業諸費」拡大は情報化への対応の結果のように見えるが、インターネットを通じた広報費の増額や広報活動のデジタルシフトが顕著に起きたことを示すものではない。

5.3 媒体利用に関する外部評価の影響

事業仕分け、毎年度の行政事業レビュー、公開プロセスなどの機会に、政府広報の媒体利用の有効性について度々議論され、その結果が予算編成に少なからず影響を与えてきた。予算額が顕著に下がるのは、事業の見直しが要請される事業仕分けと公開プロセスの翌年度である。これらの機会では、政府広報のインターネットへの移行の必要性が強く指摘されている。平成21（2009）年度の国内向け情報発信事業の執行額のうちマスメディアを介した広報活動費の割合は87.4%だったが、事業仕分けの結果を受けて「出版諸費」が

大きく削減され、その後クロスメディア広報の手法が拡大する。内閣府政府広報室の国内向け政府広報事業は、社会の要請に応じて2010年代前半から徐々に情報化への対応を強化し始めたと言える。このように、情報開示と議論により政策の方向性に外部の意見を反映させることができる。

6 本研究の意義と今後の課題

本研究の結果、2010年代における政府広報の国内向け情報発信事業は、インターネットの普及というメディア環境の変化に対し、限定的な対応に留まり、構造的転換には至らなかったと結論づけられる。情報化が進む2010年代の政府広報の国内向け情報発信事業において、事業構造上は従来型メディア関連事業の縮小により広報のデジタル化が進んだように見える一方、媒体別の分析ではインターネットメディアへの支出増加は限定的だったことが明らかになった。すなわち、費用配分の観点から見る限り、政府広報のデジタル化は事業単位の分析から示唆されるほどには進展しなかったことが実証的に示された。この分析は、費用配分の観点から政府広報のデジタル化を検討するには、事業構成だけでなく媒体別費用配分を考慮する必要があることを示している。

本研究は、2010年代の政府広報費の回復において情報化が果たした役割が限られたものであったという重要な知見を提示する。この知見は、政府広報のデジタル化を自明の進展として捉える議論に再考を促す。また、本研究の結果は、IT先進国にみられる市場主導型の媒体選択とは異なり、政府広報の媒体選択が市場動向とは別の動機や制約に基づいている可能性を示している。この分析から、政府広報とマスメディアの長年の協調関係や、制度・組織といった内的要因が媒体選択に影響しているという仮説が導かれる。

加えて本研究は、行政の情報公開や外部評価のあり方に関する実践的示唆を提供する。行政活動

の透明性確保の課題は、本研究の限界とも関連する。行政事業レビューシート上、マスメディア利用が明示的な活動費が政府広報の総執行額に占める割合が2010年代後半に顕著に減少した。しかし、クロスメディア広報が開始され、2010年代後半には媒体別分類が不可能な「各種メディア」という表記がされるようになる。同項目の金額が大型化していることを踏まえると、その問題はより重大である。利用媒体の詳細な分析が不可能であったり、行政文書に情報が明確に記載されなかったりすることは、研究結果の明確性に影響するのみならず、適切な外部評価の妨げとなる。行政への国民参加を促すという点においても改善が求められる。

なお、本研究の射程外である2020年以降の政府広報は予算事業の再編、新型コロナウイルス感染拡大という有事対応、デジタル庁発足などを経て新たな段階に入ったと考えられる。今日の政府広報のありようを検討する上で、本研究の成果は実証的な基盤を提供する。本研究は、政府広報の効果や効率性、政府とメディアの関係、国民と政府のコミュニケーションのありようなどに関わる議論を促すことに寄与するものと考えるが、さらなる検討は別稿に譲る。

注

- (1) 総務省『令和3年度版情報通信白書』(2021)では「デジタル化」の表現が、利便性の向上、効率化などをもたらす社会的・制度的な構造変化の意味合いで使用されている。www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/n1100000.pdf (2025.1.12閲覧)。
- (2) 一例として、総務省『市区町村における民間委託の実施状況等に関する調査(令和5年度)結果概要』(2023)に「市区町村における広報のデジタル化」の現状が掲載されている。www.soumu.go.jp/main_content/000938534.pdf (2025.1.12閲覧)。

- (3) 内閣府の行政事業レビューシートは、内閣府ホームページ上で公開されている。
- (4) 「戦略的広報経費（国内）」以外の政府広報の予算事業が補正予算で調整されることはあった。平成19（2007）年度以降、補正予算では「出版諸費」で平成20（2008）年度に5000万円減、翌年度4億5500万円増、「事業諸費」で平成24（2012）年度から毎年度100万円から200万円の少額の調整がされている。
- (5) 「インターネット広告等の制作」、「新聞（記事下）広告等の掲載」など、媒体種別に「等」が付く場合がある。それらはそれぞれ「インターネット」、「新聞（マスメディア）」と分類した。
- (6) 端数処理のため合計等が不一致の場合がある。

参考文献

- 河昇彬（2021）「小渕政権における電子政府化政策の分析：情報化のドクトリンの観点から」、『六甲台論集法学政治学篇』67（1・2），pp.105-124.
- 博報堂DYメディアパートナーズ メディア環境研究所（2019）「メディア定点調査2019」.
- 生田正輝（1969）「政府広報とマス・メディア」、『新聞学評論』18，pp.194-201.
- 川上和久（2011）「政権交代と政府広報の変化」、『法学研究』90，pp.1-22.
- 木原勝也（2015）「政府広報に対するマスメディアのスタンス（上）」、『日経広告研究所報』284，pp.41-47.
- 木原勝也（2016）「政府広報に対するマスメディアのスタンス（下）」、『日経広告研究所報』285，pp.40-47.
- 近藤茂夫（2001）「私の広告観89：新体制下における新しい政府広報のあり方」、『宣伝会議』616，pp.69-71.
- Mergel, I.(2013) Social media adoption and resulting tactics in the US federal government, Government Information Quarterly 30(2), pp.123-130.
- 森田勝弘（2014）「日本の電子政府政策の歩みと問題提起」、『日本情報経営学会誌』34(4)，pp.90-103.
- 内閣府（各年度版）「行政事業レビューシート」，<https://www.cao.go.jp/yosan/review.htm>，（2024.11.22閲覧）
- 内閣府（n.d.）「出版諸費：外部有識者のコメント 公開プロセスでの評価結果」，https://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h28/process28_comment_01.pdf，（2024.11.22閲覧）.
- 内閣府大臣官房政府広報室（2025）「政府広報オンラインについて：政府広報ロゴマークについて」，<https://www.gov-online.go.jp/about/#logo>．（2025.11.25閲覧）.
- 内閣府行政刷新会議事務局（2009）『「事業仕分け」第1WG』（議事録），<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov12gijigaiyo/1-16.pdf>，（2024.11.22閲覧）
- 内閣官房内閣広報官室（1994）『業務要覧』，p.24.
- 内閣総理大臣官房広報室（1990）『政府広報30年の歩み』.
- 大石裕（2013）『デジタルメディアと日本社会』，学文社.
- 関谷直也・藺部靖史・北見幸一・伊吹勇亮（2022）『広報・PR論—パブリック・リレーションズの理論と実際〔改訂版〕』，理想社，p.92.
- 新聞協会報（2008）「08年度政府予算⑤」（2008.4.22）.
- 新聞協会報（2010）「10年度政府予算④」（2010.1.26）.
- 新聞協会報（2016）「内閣府政府広報 出版諸費を減額」（2016.9.13）.
- 新聞協会報（2017a）「18年度予算の概算要求④」（2017.9.19）.

- 新聞協会報 (2017b) 「2017年度政府予算が成立」
(2017.4.18).
- 新聞協会報 (2018) 「18年度政府予算」 (2018.5.8).
- 篠田真宏 (2010) 「政府広報の研究—事業仕分け
から何が見えるか」, 『日経広告研究所報』
252, pp.44-51.
- 総務省 (2001) 『平成13年版情報通信白書』, p.83.
- 総務省 (2020) 『令和元年通信利用動向調査報告
書 (世帯編) 調査結果の概要』, p.1.
- 総務省 (2025) 『令和7年版情報通信白書』, p.110.
- 総理府史編纂委員会 (2000) 『総理府史』.
- 辻泉・南田勝也・土橋臣吾 (2018) 『メディア社
会論』, 有斐閣, p.3.
- 上野征洋 (2003) 「行政広報の変容と展望—理論
と実践のはざままで」, 津金澤聡廣・佐藤卓己
(2003), 『広報・広告・プロパガンダ』, ミネ
ルヴァ書房, pp.120-146.

社会情報学会 「社会情報学」投稿要綱

(目的)

第1 本学会誌は、社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し、社会情報学の確立と発展に寄与するため、独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

(投稿者の資格)

第2 和文誌の投稿者は、単著の場合は学会員に限る。共著の場合は、筆頭著者が学会員でなければならない。

(投稿原稿)

第3 投稿原稿については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、原著論文、研究、展望・ノートとする。
- (2) 投稿原稿は、オンラインにより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いた査読用原稿ファイルを提出する。
- (3) 投稿原稿は、題材および内容が本学会誌の目的に合致するものでなければならない。
- (4) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても、その記述方式は、原則として執筆要領に準ずるものとする。また、審査の結果により修正原稿を提出する場合も、執筆要領に従うこととする。
- (5) 投稿原稿は、本学会の主催、共催する学会大会、シンポジウム、講演会、研究会、分科会等（以下、「学会大会等」）で公表したものが望ましい。学会大会等で公表した原稿を投稿する場合、それらの場で発表済であることを明記することが望ましい。
- (6) すでに、他学会の雑誌論文等に投稿したものの、単行図書・単行図書所収論文・博士論文またはその一部をそのまま投稿してはな

らない。本学会に投稿した投稿原稿は、不採択の場合を除き、他学会等へ投稿してはならない。

- (7) 前項の規定にかかわらず、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパーとして公開済の論文およびプレ・プリントサーバ上で公開済の論文（以下、「ディスカッションペーパー等」）を投稿する場合は、以下の条件をすべて満たす場合に投稿を受け付ける。

- a. 投稿時の投稿者からの申し出にもとづき、学会誌編集委員会が公開済の論文をディスカッションペーパー等として認めている。
- b. 投稿原稿の文中にディスカッションペーパー等について明記されている。
- c. 本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）について、ディスカッションペーパー等の発行元が了解している。
- d. 本学会誌に投稿原稿が掲載された場合には、ディスカッションペーパー等の公開を中止するか、またはディスカッションペーパー等の最終版が本学会誌の掲載論文であることをディスカッションペーパー等の読者が判別できるように明記することを投稿者が確約している。
- (8) 投稿原稿中で使用する画像等について著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（本要綱第11）の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。
- (9) 審査により不採択となった原稿または投稿を取り下げた原稿の著者は、審査結果の通知後または投稿取り下げ後の1ヶ月の期間は、新たな投稿はできない。

(投稿手続き)

第4 投稿希望者は、本学会ホームページ上で指定された投稿サイトに、必要事項を記入の上、原稿を投稿する。

(投稿原稿の受付)

第5 原稿は随時、投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は、受付が行われた後、査読の手続きがとられる。ただし、投稿原稿の題材および内容が、本学会誌の目的である社会情報学にかかわる諸問題に関する学術的新規性を判断できる研究の範囲外であると判断された場合、および投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は、投稿原稿を受け付けない。

(投稿原稿の審査)

第6 投稿原稿の審査については、以下の通りとする。

- (1) 原著論文と研究は、複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後、可及的速やかに行うものとする。審査の結果、投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合、再提出の期限は原則として1カ月以内とする。
- (2) 展望・ノートは、学会誌編集委員会が閲読し、必要に応じて著者に修正を求めた上で、学会誌編集委員会で採否を決定する。

(投稿原稿の掲載)

第7 投稿原稿の掲載については、以下の通りとする。

- (1) 投稿原稿の掲載は、学会誌編集委員会が決定する。
- (2) 投稿原稿の受付日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また、受理日は、学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

(受理された投稿原稿の版下の作成)

第8 投稿者は、受理された投稿原稿について、所定の書式にて版下を作成し、提出するものとする。

(受理された投稿原稿の校正)

第9 受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし、英文誌については2回校正とする。なお、訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

(原著論文等の別刷り)

第10 原著論文等の別刷り(50部単位)は、著者の希望により作成する。その料金は、実費とする。なお、別刷り料金の請求は、学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

(著作権)

第11 著作権については、以下の通りとする。

- (1) 掲載された原著論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会との間で協議の上、措置する。
- (2) 著作権に関し問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。
- (3) 著作者人格権は、著者に帰属する。著者が、自分の原著論文等を複製、転載などの形で利用することは自由である。転載の場合、著者は、その旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

(要綱の運用)

第12 この要綱に定めのない事項については、学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては、学会誌編集委員会が決するものとする。

(要綱の改正)

第13 この要綱の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要綱は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年7月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2014年9月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2016年9月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年3月21日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年4月1日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年7月11日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年3月26日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年5月16日より施行する。

社会情報学会 「社会情報学」執筆要領

1. 原稿言語は和文とする。
2. 原稿の書式
 - (1) 原稿は横書きとする。
 - (2) 和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記す。句読点として、。を用いる。
 - (3) 和文原稿では、刷り上がりイメージと同様のフォーマット (A4判, 1行22文字×38行, 2段組み, 12ポイント) にて作成する。
3. 分量
 - (1) 原著論文, 研究については、刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
 - (2) 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
 - (3) 審査の結果により修正原稿を提出する場合も、原著論文, 研究については、刷り上がり14ページ (20,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内, 展望・ノートについては7ページ (10,000字程度, ただし図, 表, 注, 参考文献などを含む) 以内とする。
4. 原稿の体裁

投稿原稿のうち、原著論文, 研究は、以下の体裁によるものとし、展望・ノートについては、以下に準ずるものとする。

 - (1) 原稿の1枚目および2枚目には、原稿のタイトル, 要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので、日本語600字、英語250ワード程度とする。また、キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって、日本語、英語とも、その数は5つ程度とする。なお、原稿の1～2枚目は分量に含めない。
 - (2) 原稿の本文は3枚目から開始し、それを1ページ目として、以下通し番号を付す。本文後の謝辞, 注, 参考文献, 付録, 図表 (巻末に掲載する場合) をこの順に続ける。なお、本文や謝辞等において著者が特定できる記述は避ける。
 - (3) 原稿本文は、序論 (はじめに, など), 本論, 結論 (結び, など) の順に記述する。本論については、章, 節, 項の区別を明確にし、それぞれ「1」, 「1.3」, 「1.3.2」のように番号をつける。
 - (4) 人名は、原則として原語で表記する。ただし、広く知られているもの、また印字が困難なものについては、この限りではない。
5. 図・表 (写真も含む)
 - (1) 図・表には、それぞれについて「図-1」, 「表-1」のように通し番号をつけ、また表題をつける。
 - (2) 図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。該当箇所に埋め込むことが難しい大きな図・表の場合は、巻末に埋め込む。ただし、掲載決定後の最終稿の提出時には、図・表の元ファイルを本文とあわせて提出する。
 - (3) 図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は、本文中に挿入希望箇所を明記し、図・表は1ページに1個ずつ、挿入指定のあるページ番号を付けて描き、原稿の最後にまとめる。大ききの指定がある場合にはそれを明記する。
 - (4) 図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
 - (5) 図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。
6. 注

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく（１）（２）と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。

7. 参考文献

- （１）参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の例に従って、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木（1986）は……，
伊藤（1986a）によれば……，
……が証明されている（鈴木・伊藤，1985）。
Tanaka et al.（1983）は、……。

- （２）本文中で参照した文献は、以下の例に従って、本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は、著者のアルファベット順、年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は、引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎（1986a）「社会と情報」、『社会情報』1，pp.14-23.
鈴木一郎（1986b）『情報論』社会書房，240p.
Winston, P. (1981) Social Planning and Information, *Social Information Science* 6，pp.116-125.
Yamada, S. et al. (1986) *Intelligent Building*, Academic Press, New York, 445p.
山本太郎（1985）「社会情報に関する研究」、『社会情報』2，pp.32-40.
山本太郎・鈴木一郎（1985）『社会情報学』社会書房，270p.

- （３）インターネット上に置かれた文献は、前各号に準拠すると共に、参考文献の記述は、著者名、発行年、タイトル、URL、訪問日付の順に記述する。なおURLにはハイフネーションを用いない。また、その文献のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎（1996）「社会と情報」，
<<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29
Winston, P. (1981) Social Planning,
<<http://www.abc.edu/Social/abc.html>>
Accessed 1997, April 29

8. その他疑義のある場合は、通常広く認められている書式を使用する。

9. 著作権等の権利の確認

原稿中で使用する画像等については、著作権等の各種権利について確認し、本学会における学会誌掲載論文等の著作権の取り扱い規程（「投稿要綱」第11）の内容を含めて、必要となる著作権者等の許諾を得る。

10. 査読用原稿ファイル

投稿の際に提出する査読用原稿ファイルは、投稿原稿の原本ファイルより、著者の氏名、所属、およびそれらを判別可能な情報を除いたものとする。

著者の氏名、所属などが判別可能な情報の例：「拙著『〇〇』で論じたように…」

「本論文は科研費（研究代表者：△△）による共同研究の一部である」

「本調査は、著者が所属する◇◇大学の学生を対象にした」

11. 要領の改正

この要領の改正は、学会誌編集委員会の議を経て、学会誌編集委員長が行う。

付 則

この要領は、2012年4月1日より実施する。

付 則

この要領（改正）は、2014年9月21日より施行する。

付 則

この要領（改正）は、2015年2月20日に遡及して施行する。

付 則

この要領（改正）は、2019年9月15日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2021年10月30日に遡及して施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2020年10月17日より施行する。

付 則

この要綱（改正）は、2022年5月16日より施行する。

編集後記

本号には、原著論文2本を掲載することとなりました。ご投稿頂きました皆さま、ありがとうございました。また、査読をご担当頂きました皆様をはじめ本号の発行にご協力頂きました皆様に心より感謝を申し上げます。引き続き、社会情報学会での発表や本誌への論文投稿をお待ちしております。
(学会誌編集委員・第15巻1号・編集担当：田代光輝)

学会誌編集委員会

委員長	猪原 健弘 (東京科学大学)	谷原 吏 (立命館大学)
副委員長	岩井 淳 (群馬大学)	種村 剛 (北海道大学)
	天野美穂子 (東京家政大学)	鳶島 修治 (群馬大学)
	石橋 真帆 (東京大学)	中村 英人 (宇部工業高等専門学校)
	宇田川敦史 (武蔵大学)	仲嶺 真 (国際経済労働研究所)
	小笠原盛浩 (東洋大学)	平田 知久 (群馬大学)
	荻野 正美 (大阪国際大学短期大学部)	福安 真奈 (椙山女学園大学)
	久保田茂裕 (東北文化学園大学)	藤本 吉則 (尚絅学院大学・編集長)
	境 真良 (経済産業省)	堀川 裕介 (関西学院大学・副編集長)
	澤岡 詩野 (東海大学)	溝口 佑爾 (関西大学)
	杉原名穂子 (新潟大学)	叶 少瑜 (筑波大学)
	田代 光輝 (慶應義塾大学・編集担当)	渡部 春佳 (中央大学)

社会情報学 第15巻1号

2026年6月30日発行

発行 一般社団法人 社会情報学会
〒113-0001 東京都文京区白山1-13-7
アクア白山ビル5F 勝美印刷(株)内
一般社団法人 社会情報学会 事務局
TEL 03-3812-5223/FAX 03-3816-1561

編集 社会情報学会学会誌編集委員会
製作 勝美印刷株式会社

Socio-Informatics

2026 Vol.15 No.1

【Original Articles】

Human Being and Full Datafication in the Information Society:
An Actor-Network Theory Perspective

Tatsuo YAMAGUCHI

Digitalization in Government Public Relations:
An Analysis of Japan's PR Expenditures for Domestic Information Dissemination in the
2010s

Junko NISHIKAWA



The Society of Socio-Informatics